

# 国づくりと研修

vol.  
133

2015.3

**特集●人口減少社会における地域・まちづくり**

座談会

**「地域・まちの活性化と魅力創出」**

岡崎昌之／関 満博／政所利子



一般財団法人  
全国建設研修センター  
人づくり 国づくり  
Japan Construction Training Center



### ！ここがポイント

効果的な演習・討議・見学  
時代に即した教科目と充実した講師陣  
スキルアップに加え相互啓発効果  
国・自治体・民間が研修を積極的に活用

## センター研修のご案内

### 半世紀にわたる実績

—設立以来、全国から19万人を超える方々が受講—

一般財団法人全国建設研修センターは、1962年地方公共団体職員の技術力向上を主目的として全国知事会の出資により設立されました。その後、民間建設技術者を対象とした研修も発足させ、研修の強化・拡充を図り、設立以来、全国から19万人を超える方々が受講され、研修機関として厚い信頼をいただいている。

当センターの研修は、全国知事会、全国市長会、全国町村会の後援、また多くの民間団体との共催・後援を得て実施しています。

### 平成27年度の研修

—多様なニーズに即した99コースの実践的研修—

事業監理、施工管理、土質・土壤、防災、トンネル、土地・用地、河川・ダム、砂防・海岸、道路、橋梁、都市、建築の12部門、99コースをご用意しています。

#### <新規コース>

1. 担い手3法と発注事務
2. 道路橋点検フィールド実習
3. コンパクトシティ
4. 建築設備(機械)改修
5. 建築設備工事監理

※本誌p40～p41に「平成27年度研修計画」を掲載。



### 研修受講者の声

- 実例を題材とした工法について専門家の生の声を聞くことができたうえ、討議により疑問点がその場で解決できた。
- 研修テーマに沿った概要の講義から、事例紹介、演習、現地研修、課題討議・発表と多くの内容が盛り込まれており大変有義であった。
- これからもチャンスがあれば是非研修に参加し、少しでも技術者として成長していきたい。
- 講義の順番や内容が上手く作られており、他の職員にも自信を持って勧めることができる。
- 合宿のような共同生活をすることで意見交換ができ、人脈という大きな財産が得られた。



### 継続教育 (CPD)

当センターの研修は、研修内容に応じて、「土木学会」、「日本都市計画学会」、「地盤工学会」、「土質・地質技術者生涯学習協議会」、「建設コンサルタンツ協会」、「全国土木施工管理技士会連合会」等におけるCPD単位取得対象プログラムとして認定されています。

#### ■お問合せ先

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL : 042-324-5315 FAX : 042-322-5296

URL : <http://www.jctc.jp/>

## 特集 人口減少社会における地域・まちづくり

4 座談会

### 地域・まちの活性化と魅力創出

岡崎昌之／関 満博／政所利子



座談会

14 持続可能な地方都市まちづくりの視点

中出文平

18 岩手県紫波町のオガールプロジェクト

岡崎正信

22 「周辺」から日本の地域社会を見る

—地域主体と地方再生—

山下祐介



オガールプロジェクト

26 人口減少時代における人口増加を目指す  
地域政策のヒント

牧瀬 稔

30 CLOSE UP 人づくり  
青森県弘前市

海岸整備のポイント 研修

33 センター通信／建設研修  
海岸整備のポイント36 FOCUS  
『コンパクト+ネットワーク』の形成に向けた  
立地適正化計画制度の創設について  
～都市再生特別措置法の改正の概要～

国土交通省都市局都市計画課

39 平成27年度新規研修「コンパクトシティ」

40 業務案内  
「建設研修」／「東日本大震災の被災地支援事業」／  
「技術検定試験」／「建設業法等の出張講習」／  
「刊行図書」／「監理技術者講習」

# 化と魅力創出

——今日は、全国の地域の現場で調査をされ、実践的な活動を支援してこられた三人の先生方に「地域・まちの活性化と魅力創出」とい

## 地域やまちのおかれている現在

### 歴史性をもとに 集落を捉え直す必要

——岡崎先生は、一九七〇年代に日本地域開発センターで雑誌『地域開発』の編集長をされ、調査研究活動をもされた。その後、九〇年代に大学に移られてからも各地の現場を見てこられているわけですが、そういった点から「地域やまちのおかれている現在をどう捉えるか」、まず伺います。

岡崎 地域とか地方と言えば、最近、一番話題になるのが「地方の消滅」とか「自治体の消滅」、いわゆる人口減をもとにした地方の困難さが大

きな問題に挙げられました。それを契機に、安倍政権でも「地方創生」が主要な政策として打ち出されたという効果はあったと思いますが、私のように地方の中山間地域とか、離島、過疎、という現場を歩いて一緒に活動してきた者からしますと、やや強い主張に過ぎているのではないかという気持ちがしてなりません。

平成一三年の市町村合併では、市町村が約三二〇〇から一七〇〇に、人為的に無くなつたわけですが、二〇代から三〇代の女性が少なくなることによって、八九六の市町村がなくなると

いう日本創成会議の主張は、やや誇張ではないかと捉えております。

そこで、歴史性をもとにしてもう一度きちんと捉え直すことが必要であると同時に、日本の国土をどのように今後五〇年、一〇〇年と管理していくのかという視点から、捉え直していく必要があるのではないかと思います。

地方創生の政策的なアイデアがまだはつきり出てきていな状況ですけれども、日本創成会議では、地方拠点都市構想的な、県庁所在地あるいは県内の第二都市的なところに若者をとどめるダム機能として、都市整備をするという構想が聞かれますが、それは現在の若者志向とは違うし、周辺の町村、集落がより過疎化するのではないかと危惧も持っています。それよりも、

うテーマで、地域・まちの規模や特性によって違はあるとは思いますが、お話をいただきました。

地方から若い人たちが東京に集中してきているという実感は、私にはないですね。高度成長期以降、二度ほどあつた若者の大都市集中の大

出席者

岡崎 昌之  
(法政大学 現代福祉学部教授)

関満博

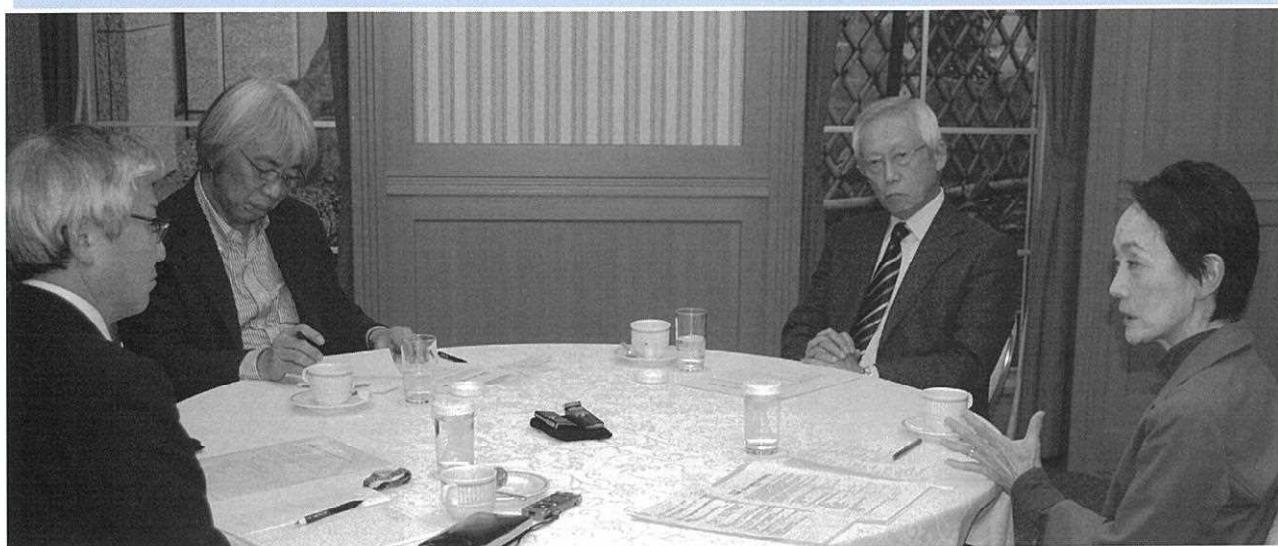
(明星大学 経済学部教授・一橋大学名誉教授)

政所利子  
(株式会社 玄 代表取締役)

〈敬称略・五十音順〉

(平成26年12月24日  
「ルポール麹町」で開催)

# 座談会 ● 地域・まちの活性



歴史のある集落に再度きちんと目配りをして、人間で言えば毛細血管から地方の再生を図るべきではないかと思つております。

## 地方での 若者の働く場と就職

——関先生は、全国各地の地域産業や地域経済の現場を、大都市から最近は中山間地域まで調査してこられましたが、著書のいくつかは、エコノミスト賞、サントリー学芸賞、その他を受賞されています。また、各地で若手経営者が集まる塾の塾頭もやられています。そういうご経験から、地域やまちのおかれている現在をどう捉えるか、お話しいただけますか。

関 人口減少、ミクロで見ると、際立つた動きがあります。例えば、丙午みたいな特殊な時期はあるけれども、年齢別で見ると、明らかに現在の六五歳ぐらいをピークに、若いほど人口は少ない。私の時代だと、一学年が二七〇万人を超えていた。いま付き合っている大学生がだいたい一二〇万から一三〇万人ぐらい、半分もない。最近生まれる子どもたちはずだいたい一〇〇万人で、見事に傾斜の構造になっています。

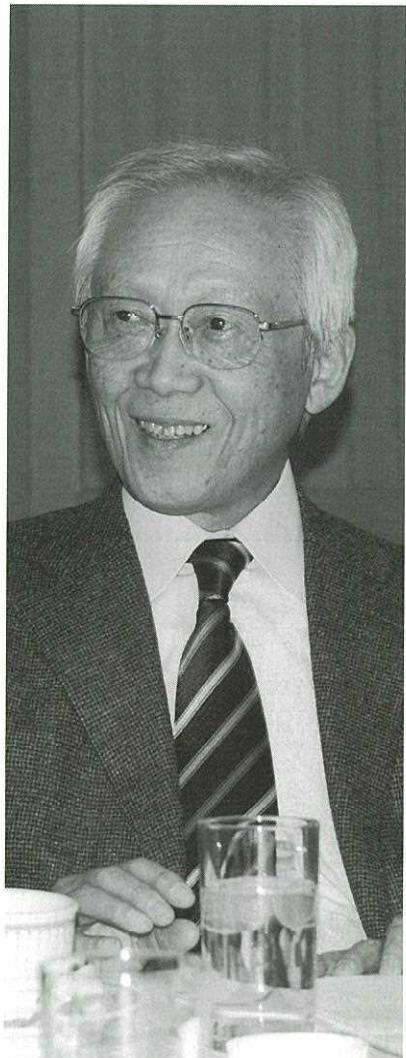
例えば五万人の地方都市を例にすると、一八歳人口が一%弱ですからだいたい五〇〇人。一八歳の春になると九割いなくなる。大学、各種学校への進学、就職で、都会に行ってしまう。一割の五〇人しか残らない。高校を出て地元の

中小企業に勤める。地元の中小企業が受け入れられるキャパシティは、だいたいそのくらい。ところが、私の大学で地方から来ているゼミ生が何人かいて「君は住所の転入届を出していいか」と聞くと、誰もいない。したがつて、住民基本台帳調査でいくと市町村の人口は、少なくとも四～五年は減らなくて、現実よりも三%から五%多くなっている。国勢調査があると、少なくなく「えつ?」ということになる。

彼らが二三一～二三歳で、大学を出るころになると何が起ころかというと、都会に行つてしまつている四五〇人のうち、およそ一〇〇人が戻りたいと言うんですよ。五万人のまちだと、大卒の希望する勤め先の一番は市役所、町役場で、ほとんど全員受けるのです。聞くと「同級生ばかりだった」ということになる。ところが採用されるのは三人、五人で、その次は、信金、信組、JAに流れる。ここだつて三人、五人の採用ですから、合わせて一〇人です。

残りは地元で何とか就職したいと探すのですが、ないし、わからない。それで私に相談があるので、厚生労働省がハローワークに対しても、新卒にも対応するように指示していますから、ハローワークに行かせると、私の知る限り「うちでは新卒は扱っていない」と言うのです。

一〇月になつて「先生、どうしても僕は田舎に帰りたいと思う」と言うので、大学の就職課へ行かせると「うちには、地方の情報はない」



岡崎昌之氏

との答えが返る。

と見ています。

就職活動が一月まで続く。そうすると、留年すると学費もかかるということで、大半が毎月募集しているブラック企業に行ってしまう。それから三ヶ月、半年たつと、彼らはそこを辞めて、非正規になってしまふ。これが一つの大きな流れですね。

そこで、結局地元に戻るのは一〇人ぐらい。「田舎に残りたかったら高卒で就職しないと無理ですよ」と言われています。大卒を受け入れるキャパシティがない。

三〇歳になると、地方政治家の後継者とか、地方の有力企業の後継ぎたちが一〇人ぐらい戻ってくる。これで終わりです。

こうやって見ると、要は働く場がなければだめなんで、一八歳の時点でもつと採れるか、あるいは、二二〜二三歳の学卒を探れるような事業体になつていかなければならない。ミクロで見ると、これが地方の人口減少の一つの側面だ

## 地域を選ぶ若者の意識

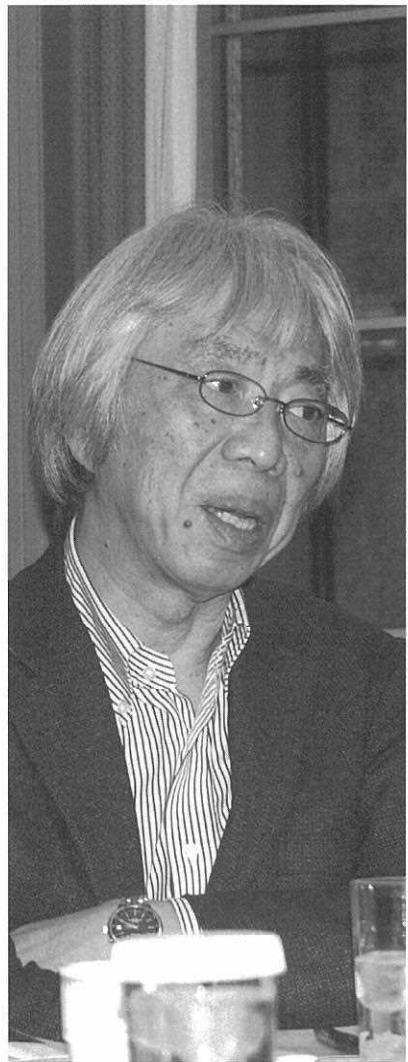
心にした分野の仕事をしていきますと、バブルのころと一つ違つてきたという実感があるのです。地方においては「意志と目的を持つて地域に帰り、その地域の仕事を選んでいる人が極めて多くなってきたのです。人口は確かに縮小しているけれども、地方に視点を置き始めています。質という意味では少数精銳時代に移行しています。人材は育てなければいけない状況ですから、経営者も必死に教育します。工業高校などでは、インターンシップなどで地元の企業に研修に出て馴染んでいますから、八割ぐらいが、親に言われてではなくて「自分は残りたい」という学生も増えています。

意志と意欲を持つていれば、スキルがばらばらでも、学ぶスピードは速く確かです。経営上非常に健全な方向になつてきました。この二〜三年、『少數精銳型』事業が、地方にピカッと光るようになつてきています。

地域に根付く企業活動というのは、分業型でありますけれども、地域やまちのおかれている現在をどう捉えるか、よろしくお願いします。

政所 私の仕事は、その地域を活性化する仕事ですが、バブルのころは、地域もいろいろな取り組みがあつた時代です。いまは「人口が減少。市町村は消滅するなどの統計データ議論が出て、地域産業や地元企業はもうやつていけない」と、とにかく下り坂の話ばかりが際立つてきています。

また、集落が消滅するというような話は、見方によつて大分解釈が違うような気がします。極端に言うと、将来日本の総人口が六〇〇〇万人ぐらいに減少しても、日本には海があり、山



関 満弘氏

があり、水があつて、森があつて生命生産力に恵まれた国土なのです。明治期に三万の自治単位があつたことを考へれば、「食」分野の関係で考えてみても、酵母とかバイオ産業として考へれば、世界有数の資源が豊かにあるわけです。今は、地域をどう持続経営するか、知恵を集めるべきタイミングだと思います。

岡崎 若者が東京へ出て、その後帰る先がないと、先ほど関先生がおっしゃる状況もよくわかる。ただ、私の感触では、ここ五～六年、市町村役場、都道府県庁や地方の金融関係に就職する人が非常に増えているのが実感です。

もう一つ、大きな変化としては、東京で一旦就職をした若い人たちが、地方をめざしている。極端な例は、東京の学生ですが、地域おこし協力隊になつて、そのまま岡山県北の集落に就職し、生活のわざを身につけて生きていくとか、私の学部だけで、ここ数年で四名ぐらい出ています。地方の豊かさ、奥行きの深さを知りその

地域にピントで入つていて。この間会つた、地域おこし協力隊二年目の女性は、JTBで働きその経験を常陸太田市に持ち込んでいました。最近の傾向として、そういうものが片方でダイナミックに起き始めているなどという感触を私は持っています。

## 買い物弱者、住民の自立経営

関 もう一つ、最近気になるのは、地区から店がなくなるということが二〇〇〇年ぐらいから目立ち始めました。この二年ぐらい、少し落ちついたと思うけれども、最後に残るのは酒屋と、お客様が来たとき開ける床屋だけ、その前に食料品店がなくなり、買い物弱者になつてしまつています。特に四国山地、中国山地、九州の山奥、秋田の横手など、あちこちに起つていて。

それに対しても、移動販売、有償のボランティア輸送がやられています。市町村合併で見え

なくなっていますが、特に地方の奥の条件の悪いところでは、人口が減つて店がなくなり、買い物もできない状況が急速に進んでいます。

政所 関先生のお話に関連していますが、高知県四十市西土佐大宮という集落に、自立自営の会社が誕生しています。株式会社大宮産業の地域経営に注目したいと思います。

集落にあつたJAが撤退する。困るのは食料

よりもガソリンです。ガソリンスタンドがなくなると、車に給油できないので、ライフラインが断たれます。年配だろうが若い人であろうが動けない。そこで住民が株主となり大宮産業という会社をつくって、ガソリンスタンドとコンビニを経営しているのです。

方法はいろいろ違いますが、この自立自営型方式が自然発生的にあちこちで起き生まっています。NPOが入つたり支援隊が入つてネットでの仕組みを活用してつくつたり、地域適性各々の仕組みが生まれています。結果、何がいいかというと、引きこもつてコタツでテレビを見ていた人たちが、自分が株主のコンビニに毎日せつせと買い物に行くわけですね。これが元気づくりであり活性化です。経済だけの指標で設計されてきた仕組みが変化、『目からウロコの転換』が地域ではいろいろ起きています。東京の武藏村山市にある四階建ての古い公団にはエレベーターがない。買い物難民どころか、高齢者が降りてこられない。それで、その団地

組合が自転車にリヤカーをつけた。ただ物を運ぶだけでは買い物難民の救済にならない。とにかく買い物に来てください、とそのリヤカーに人を乗せた。すると、杖をついていた人も元気になり、外出を楽しむようになった。真のコミュニケーションになり、外出を楽しむようになつた。真のコミュニケーションになりました。

ユーニティサポートですね。

中山間地、過疎地域、都会、各々にお手伝いしている中で、共通しているのは、地域に住む意志がある人をどれだけ支えられるか、暮らし続ける知恵と工夫を誘導する仕掛けが求められています。自立型のそれらの動きがこの二～三年、震災あたりから「人・物・事」がはつきりしてきた。

さらに、ネット情報や環境が整い、買いたい物は取り寄せるのですよ。いまや物が届かないということより、地域や世代を問わず、人とつながらないことの方が大きな課題になつてゐるよう思います。つながれば、誰もが地域をより良くしたいと思いますよね。きっかけづくりが今まで見えにくかつたのだと思ひます。

最近は、自分の意志を持つて地域に参加しようとという志を持った活動が、とにかくバラエティーに富んできました。

**岡崎** 人口の少ない地域でも同じですね。

**政所** それが適地適正な規模で動いているので、持続していく可能性は大です。大きな熊手で人を集め、仕掛けが大きかつたこれまでとは異なります。ついで、「隣に比べて、うち観

光客少ないな」とか「出荷高が少ないな」という比較が中心だったと思うのです。

――では次に、選ぶのはなかなか難しいとは思いますが、注目される地域やまちの活性化、魅力創出の事例について、いかがでしょうか。

## 北上の地域経営の成功

**関** 人口一〇万人ぐらいのまちと、三〇〇人の地区とではずいぶん状況が違います。

一〇万人弱ぐらいのまちで最も成功したのは、岩手県の北上市です。県庁所在地の盛岡市から約四五キロ、間に花巻市とかが入つて、飛んでいるわけですね。県庁所在地とその隣接するところの人口は増えていますが、あの位置関係の都市であまり減らないのは、日本中を見て北上市だけですね。

三〇～四〇年付き合つて思うのは、北上市は行政がしつかりしている。地域の経営を四〇年かけてきちんとつくり上げてきたのが最大の特徴です。前は何にもなかつたところが、いまや北東北最大の工業都市、物流基地になつていて、日本の地方都市の中で、誘致で最も成功した。

もう一〇年も前でしょうか、当時の市長に、「工業化がすごいけど、まちのインフラはひどいね」と話したことがあつた。そうしたら「まだ」

ず経済的な力をつけたいと考え、皆さんには大分迷惑をかけているけれども、もう大分ついてきたので、今後はインフラに目を向けてやるのだ」と言われた。結果、まちのインフラも、やり過ぎぐらいできていますね。

だけど、問題はある。平成の大合併の前に大きな合併があつて、いま合併後二三年ぐらいですが、郊外を抱え込んだ。広域合併すると、旧町の間ではできなかつた小中学校の統廃合が進むのです。だんだん内側に行くのですよ。一番しんどいのは高校が多くなること。小中学校のときまではスクールバスがありますが、高校になると、一般には下宿ですね。北上市は人口が安定しているのだけれども、山間部がひどいことになつていています。

地方都市として成功しているけれども、もう少しミクロで見ると、広域合併によつて周辺地区が人口減少を示している、そういうことも起こつていて、これはなかなか難しいです。

ですから、人口五万～一〇万人の地方都市の活性化と、三〇〇人、五〇〇人、一〇〇〇人ぐらゐの地区とか集落の活性化がなかなか結びつかない。そういう問題が残りながら物事が動いています。

## 注目される活性化・魅力創出事例

## 北上山地

### 遠野のネットワーク

岡崎 北上は工業都市、東北新幹線や東北道をうまく活用されたわけですね。

話題が岩手に集中しますが、遠野市は、そのメインルートからやや外れながら、北上山地の中の盆地という位置性をフルに發揮して、日本で最大の農家民宿グループを抱え、教育旅行もネットワーク化しつつあります。遠野市でもう一つ、注目すべきは自治体間ネットワークです。平成二三年の三・一一東日本大震災のときには、岩手県厅とも連絡がとれない中で、東京の武蔵野市をはじめ、長野県の川上村とか、ふだん住民レベルあるいは行政レベルで付き合っている多くの自治体から、遠野市が救援物資を受け入れ、それを津波被害の三陸の被災地にピストン輸送した。発災直後からこれがうまく機能して、防災拠点都市として非常に大きな役割を果たしました。



政所利子氏

た。その後は、被災地の人たち、沿岸部の人たちを受け入れるために、一二〇～一三〇軒の農家民宿のネットワークが、お風呂に入りたい人

を受け入れたり、フルに活用されたわけです。全国のネットワークの拠点、結び目をつなぐという意味で、遠野市は、なかなか面白いと思

います。ただ、人口はなかなか増えませんし、宮守村を合併したことにより山間部はなかなか厳しいです。

ただ、この間、宮守で、たまたま通りかかったのですが、すごい曲屋が残っていたんですよ。それで、図々しく寄ってみたんですね。そうしたら、仙台のご夫婦が、つぶれそうになつていてこの曲屋を買い取って、数百万円かけてきれいにリノベーションし、そこへ地元の人を受け入れてお茶飲みするとか、やつと宮守の中に幾つかの拠点ができ始めたみたいですね。

関 遠野ってなかなか面白いところで、実は私、

三・一一は釜石で被災したんですよ。

岡崎 そうでしたね。

関 それで、一泊目は釜石ののぞみ病院、避難所。翌日、とにかく抜けなければいけないとい

うので、とりあえず五キロぐらい上流にある県庁の合同庁舎に行きました。自家発電をやっていたので、そこで初めて震災の映像を見、「あつ、こんなことだつたのか」と分かりました。

翌朝の八時ごろ、私は喫煙者なので外でたばこを吸つていて、すごい景色を見てしまった。遠野方面から重機が列をなして入ってきたのです。自走式もあれば、トラックに載せているものもあって、列をなして走つていったんです。

自衛隊よりはるかに早く、「うわあ、すごいな。何だ、これは?」とそこのとき思ったのですが、後で確認しましたら、岩手県は、遠野市を拠点にして防災体制で都市間の連携をやつっていますよね。

岡崎 そうです。

関 例えれば釜石市、大槌町のあたりは遠野市、花巻市が面倒を見る、逆の場合もある。宮古市、山田町だと盛岡市がつながつて、間に遠野市が入るというフォーマットなんですね。そういうことが事前に決まっていて、翌朝、県から即、県の建設業協会に連絡が行つて、そこから各支部、花巻と遠野に指令が出て、もう朝から一気に重機が入つていて。あれには驚きました。岩手は、防災については遠野を拠点に

した広域ネットワークができていた。

岡崎 三年前に「みちのくALER」ト」という

大規模な訓練をやっていますからね。

## 小布施の オープンガーデンと観光

岡崎 もう一つ。私がなかなかと思うのは、長野県の小布施町ですね。一万二千人の小さな町ですが、年間入り込み客数が一二〇万人ぐらいある。それは、小布施の市村次男さんなどが地域修景事業を長年おやりになつてることがベースにあるのです。

いま始まっているのは、オープンガーデン。通常は、いろいろな都市で「私の庭を、何時から何時はフリーですから、どうぞ見に来てください」とやっていますね。でも、小布施がやっているのは、一二〇数軒が加盟し、きちんと地図もつくり、観光客にも庭をオープンにしている。国道四〇三号がメインに通つて、その左右の道が迷路みたいな路地社会なのです。子どもが自分の家から路地を伝つて、他人の庭も通つて小学校へ通うというのが昔からの通学ルートらしい。住民からの発意を町が後押しして、オープニングデインという仕組みをつくつて、入り口に「どうぞ、自由に私の庭を見てください」とサインを出している。

国道や町道は公のスペース、垣根から奥は、民家ですから私有地で、その間にオープンガーデン

ンという、公と私が重なるスペースが、徐々にでき始めていてそこに観光客が入る。

農家にまでそれが広がつて、りんご農家も、「庭までどうぞ。りんごがとれているから、食べていいください」とか、面白い空間になつていています。

この間、遠野の人たちを小布施に連れていくのです。遠野は「立ち寄り農家」をやろうとしています。すぐに民泊をやることはハードルが高い。そこで、小布施の農家が「ふらつと農園」をやり始めているということで、活用できる話かなという感触を持つたものですから。

政所 小布施のオープンガーデンですが、今までこそ観光資源となつていますが、最初は、いろいろなアイデアを出し、調整しながら結構な時間をかけて活動しました。来街者の視線でもてなす「縁側カフェ」もヒントの一つでした。

公と私の境界線は、実は地域資源としては重要です。ヨーロッパでもパリの市内など、電車とか車が通る公道と私の建物、アパートの敷地との間にセミパブリックがあり、住民がピクニックをやつてもいい。そのかわり、地区のみんなで管理するなど、ルールがあるのです。

岡崎 いま三〇代後半から四〇代前半の団塊の世代ジュニアが、全国で頑張っています。例えば山梨県早川町の日本上流文化圏研究所でも、農水省や総務省の仕事も入れながら、地元の集落の再生活動に一生懸命取り組んでいます。あるいは愛媛県西予市、もとの明浜町にある、ミカンなどの柑橘の有機栽培、海産物の無添加加工などで有名な企業「無茶々園」で活躍している若い人もいる。古い民家を買い取つて修復し、若い人が集まれるような拠点をつくるとか、そ

接待」といつて巡礼の人たちを受け入れる。あれもセミパブリックなのですね。

観光の話に限らず、そもそも日本人は、人と人が気持ちのいい関係で距離を持つて付き合うマナーが、都市にも田舎にもあつたような気がするのです。住宅が各々高密化、孤立化することにより、人間関係がどんどん薄くなり、孤獨化が加速している中で、地方に魅力を感じる若者は、何を持って地方に帰り、「豊かさ」を感じるのかと。やはり「人とつながる」というところなのではないでしょうか。

そうした心情の変化を都会の職場や農業、漁業、地方の現場でも様々な場面で感じます。注目している地域には、そんなキーワードが浮かび上がつてきているところなのです。

## 早川、西予、上山の 団塊ジュニアと若者

岡崎 いま三〇代後半から四〇代前半の団塊の世代ジュニアが、全国で頑張っています。例えば山梨県早川町の日本上流文化圏研究所でも、農水省や総務省の仕事も入れながら、地元の集落の再生活動に一生懸命取り組んでいます。あるいは愛媛県西予市、もとの明浜町にある、ミカンなどの柑橘の有機栽培、海産物の無添加加工などで有名な企業「無茶々園」で活躍している若い人もいる。古い民家を買い取つて修復し、若い人が集まれるような拠点をつくるとか、そ

ういう人たちがいま増え続けている。

実際、この団塊の世代ジュニアにかなり啓発されて「そういう生き方もあるのか」と、地域の現場に入つていく二〇代後半位からの若者も増え、「地域おこし協力隊」も一〇〇〇人を超えています。

私の学部は一学年二〇〇人ぐらいですが、数人が休学しながら地域の現場に出ています。なかには、協力隊で活躍した後、集落に就職する

みたいな形で、岡山県美作市にある上山という二〇〇人弱の集落で、棚田を復活させお米をつくっている。田植えとか稲刈り時には、岡山にある企業の研修プログラムを受け入れる。岡山大の学生の研修も受け入れる。「どこから收入を得ているんだ」と聞いたら、八ヵ所ぐらいあると「言うんですよ。

岩波書店から本を出して、その印税もちょっとすると自慢していました。それぐらい集落の中にとけ込めば、かつかつの生活だけれどもある豊かさを持つて暮らしていく。そういう感じを追求したいというのが、若い世代の強い傾向だと思いますね。

## 七尾の漁業集団とリーダー

政所 能登半島の七尾市にある崎山半島の鹿渡島漁港に「鹿渡島定置」という漁業の集団があり、酒井さんという団塊の世代のスーパーリー

ダーがいます。

漁業は、高齢化が進み後継者がいない課題山積の業種ですが、酒井さんは次々と改革をしていった。先輩の背中を見て学べという古典的な漁業の仕組みを、若い人の作業はマニュアル化や社員研修をして、二年でだいたいベテランにするようなスピードを伴いながら、専門職としての技術を習得させる。社員の平均年齢は二〇代、地域外の人も就職しています。

鹿渡島定置は、魚の付加価値を高めて、きちんと収入も安定的になるように、神経抜きといつて魚の鮮度を保つ活き絞めをする。タイなど、アジアから技術を学ぶ研修生も来ている。この技術は、世界の先端技術でもあるのですが、酒井さんは情報をオーブンにしています。

さらに、魚を獲るときアカモクという藻が絡むんです。これを美肌にも良いネバネバ健康食「海の自然薯」として、大ヒット商品にもしています。

私の郷里福井にある眼鏡フレーム製造業には、それこそ社員が三人ぐらいから二〇人ぐらいまでの中規模事業者でも、世界中からオファーが来ている。規模は小さくとも、質は国際レベル、そこでしかできないような企業に若い人たちが集まっている。マスコミに取り上げられる企業ばかりでない、魅力ある職場情報が得られるような時代になった。

地域おこし協力隊なども貢献していますね。

## 中国山地 新庄の元気

今までだと「地域は閉鎖的で若い人が來ても受け入れない」とは、一部マスコミがつくり上げた話です。実際には、若い人が來たら涙が出るぐらい感謝されています。確かに何か地殻変動が起きているような気がするのですね。

中国地方にはいま村が四つしかないですね。そのうち岡山県には、西粟倉村と新庄村の二つが残っています。鳥取県境の中国山地にある新庄村と付き合っているのですがけれども、最初、三〇年前から私はずっと岡山に行って、水島、玉野、津山など、製造業を中心とした地域産業の現場を調査していましたけれども、一〇数年前に、データを見ていたら、新庄村は成績がいいんですね。

真庭のグループ約九町村で合併協議会を進めて、最後、新庄村が降り、それで残つたのです。真庭市も注目される自治体ですが、一〇数年前に初めて新庄村行つたら、雰囲気がいい。年配者はみんな元気がある。働く機会がある。モチ米の産地ですから最初は餅から始まって、今ではいろいろな農産物加工をやるわけです。

私は、地方に行くと必ず「道の駅」を見るようになっているけれども、旅館や高速道路のサー

ビスエリアなどのお土産売り場と、おいてある漬け物や、お菓子などの品物の出どこが一緒に面白くないと見ていた。

ところが、新庄の道の駅では、加工品の大半が地元のものなのです。村の人は誰でも使つていい加工場が三ヵ所ぐらいあり、そこを見に行つたら、八〇代中盤のおばあちゃんが直売所に出すフキを煮ていた。ちょっととした収入があり、孫にお小遣いをあげると言う。合併について聞くと「合併しなかつたので診療所は残つた。だけど、私は忙しくて行く暇がない」と言うぐら

い高齢の方たちが元気で何かやつている。その仕組みが新庄独自の雰囲気をつくり上げて活性化している。

島根県の隠岐諸島のなかの海士町がずいぶん有名になりましたが、海士町と新庄村は、例えば東京でイベントがあると一緒に出てくる。両方で集客効果を上げていて、山と海の連携をしているんです。

岡崎 僕は岡山市内の出身ですけれども、昔から、たしかきれいな桜並木があるところですよね。

関 いや、すばらしいですよ。

一〇〇〇人の村に、桜の時期は三万人来ます。出雲往来の宿場町として本陣が残っています。桜の時期に行きますと、屋台がいっぱい出るわけですよ。初めて行ったとき、何か不思議な感じがしたので聞いたたら、あの並木のところの屋

台は全部地元の人たちで、テキ屋さんは別の場所だという。屋台を出す機会が年に一〇回ぐら

いあり、自分たちで楽しんでやつてている。そういうところです。

## 地域リーダー、外部者、インター・プリタ―

――これまで、若者、団塊の世代、団塊ジュニアなどのお話がでましたが、地域活性化や魅力創出の担い手はどういう人なのでしょうか。

岡崎 前にお話した遠野の「NPO遠野山・里・暮らしネットワーク」に、団塊の世代、ジュニアで、外を経験している人たちがかなり入ってきています。また山梨県早川町の日本上流文化圏研究所の中核メンバーもそうです。大学院卒の知識を持ちながら、地域に入り始めている。

新潟県上越市にある「かみえちご山里ファンクラブ」も、七〇八人ぐらい団塊の世代ジュニアがいますけれども、全員が県外者ですね。民俗学とか環境を大学院などでトレーニングした人たち。廃校になつた山の小中学校を活用して、上越市の子どもたちの環境教育を請け負つて、それがベースの収入になつてているわけです。

八〇代の地区のお年寄りのわざ、集落に残された生活のスキル、つまり土間やたたきをつくる技術、石垣の石積み、祭りのときの所作、そういうものをDVDにきちんとおさめておこうという事業をいま、延々とやつてているんです。

いま外部人材とよく言われるけれども、その雇用をきちっと創出する企業は、経営理念に

いう場で訓練されていつて直売所のいろいろな加工品になつてているという仕組みなんです。い

いところですよ。

ときには、ただ単に若者が入れればいいという話ではなくて、若者を受け止める地元のインターープリター・翻訳者みたいな、「外の若者は、いまこういうふうなことに関心がある」、「世の中はこうなっている」「地域おこし協力隊の若者は、こういうふうに活用できるのだ」とか、逆に外から来た人たちは、「この地域には、こういう歴史があるのだ」、「こういうことが問題なのだ」と、きちんと翻訳しながら伝える、問を取持つような地域内の人材が、これから必要になつてくると思います。

——その人材は、どういう人なのでしょうか。  
**岡崎** 役場の職員等も、いい役割を果たしてくれる人もいます。ただ、それぞれの集落の歴史や課題をきちんと研究しておく必要があると思いますね。

それから、お寺の住職さんとか、小学校の校長先生の経験者とか。地元でも、「あの人なら任せていいく」「外との関係を、あの人を通して何かやつてみよう」という安心感が必要で、そういう人を地域でどう確保するかですね。

**政所** そうですね。そういう意味では、「若者、外者、切れ者、地元の通訳」が必要です。

**関** 昔、戦前から戦後すぐぐらいまで、どこにも長がいました。住職さん、駅長さん、校長さん、警察署長さん、地元の有力者がいて、地元の青少年に仕事をつくるために事業を興すことを普通にやっていました。地域に責任を持つて

いる人がいたけれども、残念ながら、いまは長に力がないのですね。

## 市町村職員の役割の重要性

**関** いまは、市町村の若い職員とか、地元の信金・信組、会議所・商工会あるいはJAあたりの若い人たちが、地域に責任を持って取り組んでいかないと何も起こらない。とりわけ市町村の役割は大きいですね。

これまで日本の市町村というのは、残念ながら政策をやったことがない、対策なんですよ。

何か上から落ちてきたものをこなすだけですね。「この地域には、構造的なこういう問題があつて、こうする必要があるから、こうやりましょう」と、これからは、市町村が責任を持つて地域を牽引していくかないとどうにもならない。市町村役場は、地域をどういうふうに引っ張つていくかといふらの強い気持ちを持つて引つ張つていかないと、どうにもならないのではないかと思うのです。いまほど市町村の役割の重大性の高い時代はないと思いますね。

**岡崎** とかく市町村の職員と話をすると、首長は、「住民が主体だ。住民を表舞台に出して行くから「住民が黒子だ」と言われるという。それはそれでいいのだけれども、本当の黒子は、舞台全部を演出するぐらいのパワーが必要です。後ろろん男女ともに輝く環境づくりです

——本日は、どうもありがとうございました。

しつけてしまうという位置関係にいたら、まちづくりはできなくなります。

ただ難しいのが、合併したところが非常に広域になつて、しかも中心市があつて、周辺の村があると、人事交流と称して、旧村の支所に全然関係ない職員を回して、それが順繰りに本所に帰つたりする。その集落のお年寄りからしたら、今まで役場の職員は全部顔を知っていた。そういう関係さえなくなつて、セーフティネットが非常に希薄になっている。これは、大変な問題です。

五時以降はきちんと集落に帰つて活動するよう、旧村に顔見知りの自治体職員を育てる仕組みをつくらないと、合併した地域の周辺部はますます空洞化してしまう。国土管理上、非常に危うい問題になつてくると思います。

**政所** 女性の立場で言えば、市町村レベルの行政マンが、もつと女性が責任者になるように、改革していくほしいと思いますね。

地方で家族、それから子育て、介護問題を含めて現場の日常レベルで政策に何が必要かなど、ニーズを把握しているのは女性。ネットワーク情報は確かなものですね。そういう意味で、全てのプロジェクトに必ず女性が入ること、地方で女性が働き続けるために必要な仕組みを、具体的に考えた方がいいと思います。もちろん男女ともに輝く環境づくりです

# 持続可能な地方都市まちづくりの視点

中出 文平

長岡技術科学大学 副学長

## はじめに

私は、ここ数年、全国建設研修センターの都市計画研修で、自治体職員の皆さんに対して、地方都市でのまちづくりを進めるにあたっての都市計画制度が抱える問題点を紹介するとともに、これからまちづくりの考え方をお示してきた。本稿では、その講義の中核となる持続可能な地方都市まちづくりの視点の部分について、改めて論を展開したいと思う。

本論の要点は「人口減少と超高齢化を見据え、それに備えるためには、そして、自然の生態系と共生させる空間を創造するためには、持続可能な都市、コンパクトなまちづくりを目指すことが必要であり、そのためにはコンパクトなまちづくりを支える公共交通が不

可欠である」ということである。これを示すために、まず、現行の土地利用制度が抱える問題点を示した上で、地方都市での取り組み実例から見た可能性と課題を紹介しながら、持続可能な都市の構築に向けた可能性と抱えている課題について示す。そして、土地利用と公共交通の密接な連携が不可欠であり、土地利用計画が貢献できる点を最後に提示する。

ここでは、持続可能な都市づくり、まちづくりを実現するためには、計画的な土地利用の実現が必要であり、これを地域活力の維持や住民の利便性の確保と両立させることが肝要であることを伝えたい。この背景には、現在、進行しつつあり、今後、ますます深刻化する高齢化社会の到来とそれに伴う

は、これまでの都市づくりの考え方からの方向転換が不可欠であるということがある。その中で確固たる土地利用規制の枠組みが今こそ必要であり、将来的の都市像をどう描き、それをどう実現するのかという議論が欠かせないことを示したい。

地方都市圏は、既成市街地近辺に農村地域を擁しており、市街地拡大・郊外化の問題も抱えており、市街地拡大の制御が必要であるとともに、都市の近くに自然地域を抱え、その管理は都市の安全性の確保と直結していることから、防災性確保の面からの国土保全が必要であることが、前提である。

## 現行の土地利用制度が抱える問題点

現行の都市計画法とその上位法にあ

たる国土利用計画法には、環境保全、特に自然生態系との共生という視点が欠けている。都市計画法はあくまで良好な都市環境の形成に留まっており、国土利用計画法にある自然保全地域も非常に限定的にしか運用されていない。

都市計画のメインテーマは良好な都市形成であることはいうまでもないが、人間の活動する空間だけを視野に入れているという点で、限定的である。我々の周囲は、人間が作り出し主に活動する人工環境(Built Environment)と自然環境(Natural Environment)からなっている。このことから、今後の都市計画の目標は自然環境も含めて計画することであり、対応しなければならない方向とは、巨大に膨れ上がった都市とそのシステムを自然の生態系と共生する空間として創造する」となのである。



表題にある「持続可能な(Sustainable)」とは、一九八七年にブラントラント報告(Our Common Future)で示された「持続可能な発展(Sustainable Development)」からきている。この報告書では、『持続可能な発展とは、将来世代が自らの欲求(needs)を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような発展をいう』と定義されている。

しかし、地方都市の実情を翻つてみると、郊外のロードサイド開発に代表されるように、環境は悪化し続けている。持続可能な発展の本質とは、「将来世代に現在以上の環境を引き継ぐ」とであり、この点からも自然生態系と共に生する空間の創造が欠かせない。

## 富山市の取り組み

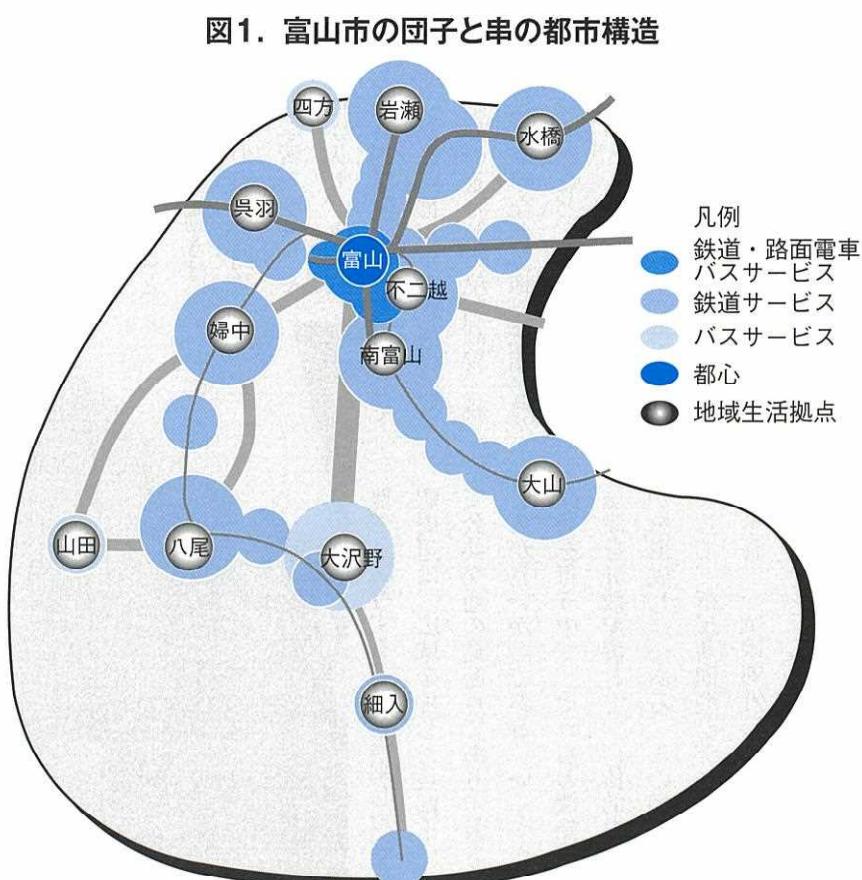
富山市は平成二〇年度に、平成の大合併後の新しい都市マスター・プランを策定した。目指しているものは、コンパクトシティ構想であり、それを支えるものとして公共交通の活性化と中心市街地の活性化を挙げ、団子と串の都市構造を提唱している。団子を構成する地域生活圏と地域生活拠点という枠

組みに、串である公共交通を計画的に位置づけた上で公共交通沿線の居住促進を進めようというものである。公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを、今後の人口減少と超高齢化に備えて実現しようとしているのである(図1)。

将来都市構造として、第一に、諸機能の集約を図る都心・地域生活拠点を設定している。市域を十四の地域生活圏に区分し、市域全体の拠点として都心を位置づけた上で、日常生活の拠点として地域生活拠点を設定して、地域生活圏のそれぞれに配置している。第二に、公共交通と居住を推進する地区的関係を強調して、公共交通軸を設定した上で、公共交通の沿線に居住を推進する地区を設定している。こうした構造の下で、平成十七年の富山市人口四二・一万人のうち、便利な公共交通の沿線人口が十一・七万人(二二八%)であるのに対して、概ね二〇年後には、全人口三八・九万人のうち公共交通沿線での居住人口の目標を十六・二万人(四二%)まで実数、比率ともに高めようとしている。

マスター・プランで示された目指すべき都市像を実現するために、富山市は現在、様々な施策を展開している。全

体を支える都心に対して、再開発、グランド・プラザ整備を行うとともに、公共交通の利便性向上、活性化として、富山駅から北上するポートラム(LRT)、中心部を通る路面電車を一部延伸強化して環状化するセントラムの整



備などである。

富山市が目指しているものは、高品質な都市空間を再生することと公共交通に軸足を置いた都市構造に再編することである。しかし、実現に向けての道筋を深慮すると、低密に広がった郊外の再編が欠かせないことに行き着く。すなわち、密度が低い市街地では公共

交通を支えきれないものである。団子の部分への集約が果たされる一方で、低密な部分を再編し、場合によつては市街地の縮小も視野に入れて、高質な都市空間の再生に取り組む必要がある。また、団子の部分についても、駅周辺の基盤整備が不十分な場合が多くあるという問題もあり、いずれにしても、郊外住宅地の将来像の提示ができるないという課題がある。分かりやすい将来像を提示し、公共交通の利用を前提とした都市構造へと再編していくことが、持続的な都市づくり、都市計画の一つの到達目標であろう。

## 公共交通と土地利用の連携

富山市と同様な考え方には、私が計画立案に関与したものだけでも長野県松本市や新潟県上越市がある。海外での考え方には、アメリカではTransit Oriented Development(TOD: 公共交通指向型開発)があり、イギリスでも中心市街地の活性化を検討した「Towards an Urban Renaissance」という報告書の中で同様の考え方を示されている。いずれにしても、広域化した都市圏で公共交通の持つ意味を重視している。

例えば上越市の「上越市総合交通計画(公共交通まちづくり戦略プラン)(平成十八年度)」では、計画の基本目標を「持続可能なまちを育み支える公共交通」では、①市民生活を支え、育む公共交通を目指す、②交流を支え、賑わいを創出する公共交通を目指す、③環境にやさしく、コンパクトなまちづくりを支える公共交通を目指す、とされている。公共交通を見つめ直して、上越市としての一体性を高めるとともに、住民の生活の質をも高めるのに役立つ有機的なネットワークの構築を目指している。公共交通を単に移動制約者の移動手段として考えるのではなく、持続可能な地域経営を実現するための政策ツールとして位置づけている。

ここまで示してきたように、コンパクトな都市、人間のための都市、持続可能な都市を実現し、それをつなぎ止めるものが、公共交通なのである。

公共交通と土地利用の連携を最も有効に果たせる場所の一つが駅であろう。

青森市では、駅前で再開発を行い、通称「AUGA」アウガと呼ばれる複合建築物を建設した(写真1)。平成十三年にオープンし、地下には市場や

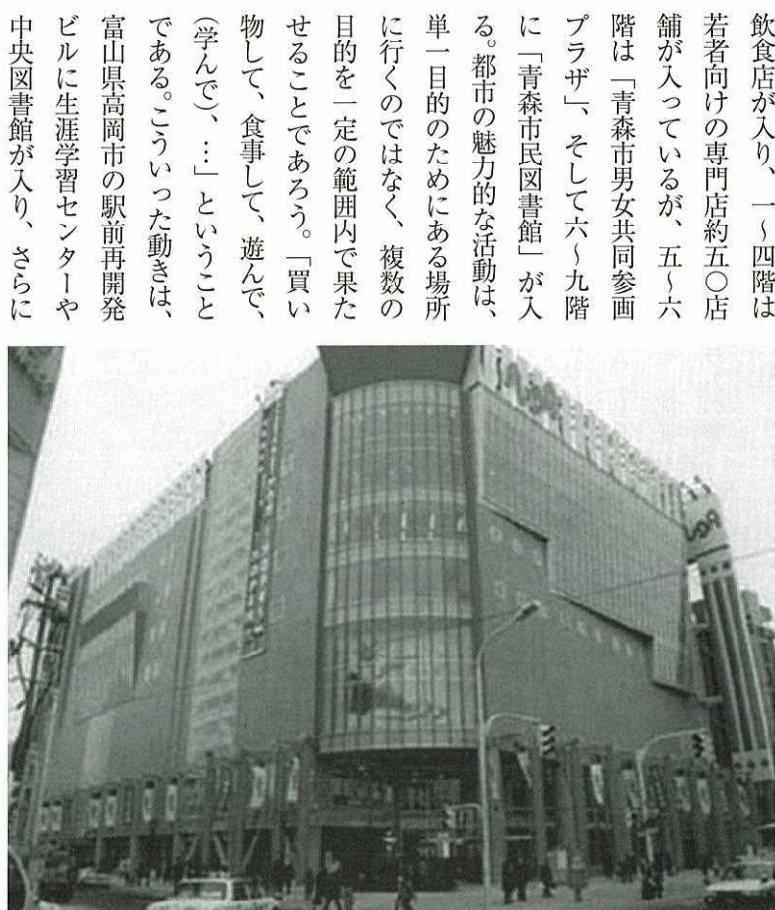


写真1. 青森市AUGA

飲食店があり、一～四階は若者向けの専門店約五〇店舗が入っているが、五～六階は「青森市男女共同参画プラザ」、そして六～九階に「青森市民図書館」が入る。都市の魅力的な活動は、単一目的のためにある場所に行くのではなく、複数の目的を一定の範囲内で果たせることであろう。「買い物して、食事して、遊んで、(学んで)、…」ということである。こういった動きは、富山県高岡市の駅前再開発ビルに生涯学習センターや中央図書館が入り、さらには県立の定時制単位制高校も同居している例や、福島県郡山市の駅前再開発ビルで、県立の定時制単位制高校、科学館、市民プラザなど多様な機能が導入されている例など、事例が多くなっている。

私が暮らす長岡市は、中心市街地の活性化を図るために平成十五年に構造改革会議を設け、その提言の中で「まちなか型公共サービス」という概念を作り、様々な機能を駅周辺の中心市街地へと誘導することを提案した(図2)。駅周辺は、広域合併した長岡市にとって公共交通の結節点であり、最もアクセスが良いからである。いくつかの再開発を行う中で、それらの機能を担う施設を分散配置して、一体的なまちなかを形成しつつある。この動きの一環として、市民共同型シティホールが建設され、一度は郊外出た市役所庁舎も戻ることとなつた。平成二四年に、駅から直接アプローチできる、市民協

働くのスペース、アリーナに市役所が加わり屋根付広場の「ナカドマ」を持つ「アオーレ長岡」が完成し、今や中心市街地の核として機能している（写真2）。

最後に

土地利用と公共交通の緊密な連携を図ることが、持続可能な都市計画に不可欠であり、そのために模索されてきた試みを紹介してきた。最後に、土地利用計画からどういったアプローチがあり得るかを示すこととする。

土地利用計画からのアプローチとしては、第一に、公共交通が成立するよう都市構造を再構築することであり、①雇用を都心に集積させる（目的地として）、②明確な公共交通軸（回廊）を位置づけることである。このためには都心への集積と公共交通軸に沿った土地利用の配慮が不可欠であり、本稿で紹介した富山市の試みがその一端であろう。土地利用が公共交通に貢献する側面としては、①コンパクトな土地利用形態にする、すなわち土地利用密度を一定以上にする、②雇用中心の数を減らす（目的地を限定する）、③公共交通軸に沿って雇用と居住を配置す

る、④複合的土地利用を進める、⑤歩行者・自転車利用を進め得る土地利用配置とする、といった点であろう。

現在、議論が白熱しつつある立地適正化計画は、ここまで示した流れを国がようやく後押ししようとしているものと認識して良いだろう。社会資本整備審議会都市交通・市街地整備小委員会の「中間とりまとめ」（平成十八年

図2. 長岡市まちなか型公共サービス

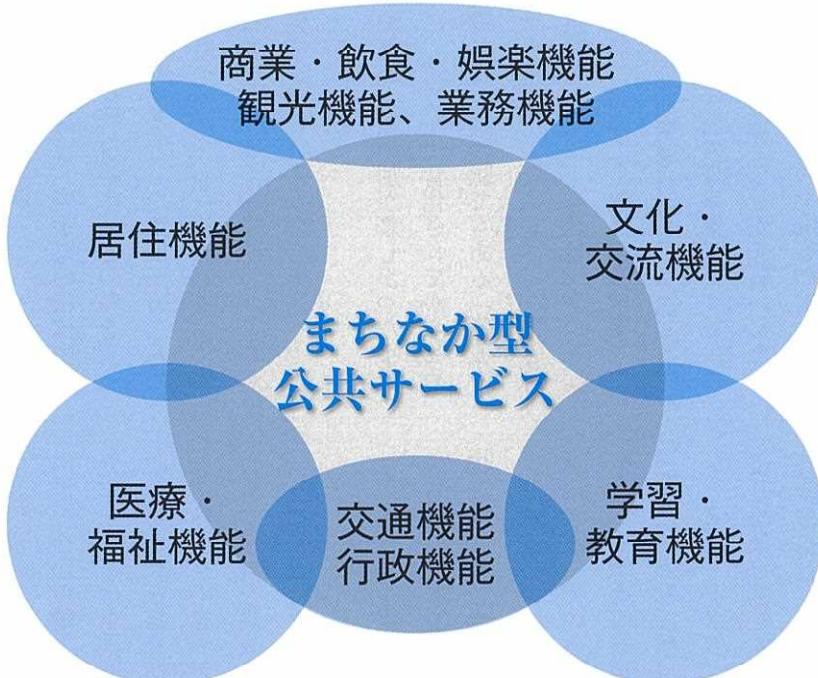


写真2. 長岡市アオーレ長岡

六月）で、既に問題点は認識され、魅力ある公共交通サービスの提供と都市計画や土地利用との連携を図る必要性は謳われていた。立地適正化計画で示す都市機能誘導区域や居住誘導区域は、公共交通の利便性との関連性が欠かせない。これから立地適正化計画の立案を目指す自治体は本稿の議論を参考にしていただければ幸いである。

# 岩手県紫波町のオガールプロジェクト

岡崎 正信

オガールプラザ株式会社代表取締役・オガールベース株式会社代表取締役  
※二〇一二年までオガール紫波株式会社取締役

## はじめに

岩手県紫波町で行われているオガールプロジェクトは地域一番の上地持ち「紫波町」が所有する公有地の開発である。その土地は、紫波町の税収がピークだった平成十年に高額（二八億五〇〇〇万円）で購入し、約一〇年間塩漬けにされていた土地。平成十年に土地購入に関わった組織や人間にとつて

腫れ物のような土地である。

## プロジェクトの背景

岩手県紫波町は、岩手県のほぼ中央に位置し、食料自給率一七〇%を誇る農業を基幹産業とした人口三万三八〇〇人の町である。北には県都盛岡市、南には花巻市、北上市を配し、これらに通勤通学する人々が住む所謂ベッドタウンでもある。

紫波町の人口増加が著しかった平成九年に、国鉄が民営化されてから初めて設置された請願駅でもある「紫波中央駅」が完成し、それに併せて岩手県住宅供給公社（以下「公社」という。）が新駅前において土地区画整理事業によつて宅地開発を行つた。その際に、紫波町は、区画整理事業によつて生み出された保留地と公社が先買いした土地を合わせた一〇・七haもの広大な一

区画を公共施設用地（新庁舎、図書館、生涯学習センター等）として約二八億円で公社から購入した。折しも、平成九年・十年は全国的に基礎自治体の税収がピークを打つた年である。紫波町も例外なく平成十年に税収のピークを打ち、用地を購入したのは良いが、公共施設を建設する資金に目処が立たなくなり、購入した土地は、未利用のまま平成十九年まで放置されてしまった。

## 紫波町のエージェント（代理人）としてのまちづくり会社と専門家集団

平成十九年、当時の藤原町長は、未利用となつてゐる町民の財産でもある民間企業であるがゆえに、公共建築物を、何としても建設しなければならないという強迫観念に襲われることなく、また、情緒的に事業を進めることができない。紫波中央駅前町有地を有効活用するには、公共のみに頼つた手法では進まないと考え、PPP（公民連携）手法により事業を推進する方針を定める。早速紫波町は、「公民連携基本計画」を

策定し議会に諮り、PPPを推進する

第三セクター（オガール紫波株式会社）を設立させた。PPPの先進国である米国では、プロジェクト毎にまちづくり会社を設立し、そのまままちづくり会社に行行政が担つていた権限の一部を委譲するスキームが存在している。このようなスキームの効果は、まちづくり会社が民間企業であるという事で、投資や開発を検討している民間と同じ価値観で事業を進めることができ、また、民間企業であるがゆえに、公共建築物を、何としても建設しなければならないという強迫観念に襲われることなく、また、情緒的に事業を進めることができない。紫波町は、設立後直ぐに、オガール紫波株式会社と紫波中央駅前開発に関する包括協定を締結し、オガール紫波株式会社に対し、オガールプロジェクト



写真1. オガール地区全景



ト（紫波町有地）に興味を持つ民間等と紫波町の代理人として交渉できる権限を与えた。そして、オガールプロジェクトの大きな特徴の一つが「オガールデザイン会議」の設置である。都市再生、建築、ランドスケープ、グラフィックデザイン、ファイナンスに精通した専門家に集結していただき、見た目のデザイン、インだけではなく、暮らしのデザイン、ファイナンスのデザインという従来の都市再生プロジェクトには関わりが少なかつた専門家の知恵を借りたのである。

**オガールプロジェクトの手順**

オガール紫波株式会社の使命は、「町民の財産を安売りしないこと」に尽きる。それを実現するために行ったことは、商業をまちづくりの中心にしない戦略である。商業は、オガールプロジェクトにとっては付帯サービスであり、決して主役ではない。我々は、まず、消費活動を目的としない一定数の来訪者を呼ぶ仕組み作りを考えた（図1参照）。もし、これを実現すれば、この来訪者をターゲットにした商業やサービスが勝手に立地してくると想定し、消費活動を目的としない来訪者の獲得に集中した。（図1）に示す手順を実

現すれば、おのずと町民の財産である未利用地は、新しい価値を生み出すと信じて事業を開始している。

### 岩手県フットボールセンター整備事業

まちづくりの手順を実現する最初のレイヤーである消費活動を目的としたい来訪者を実現するために、我々は、紫波町のエージェントとして、岩手県サッカー協会に赴き、紫波町の迅速な対応を武器に、誘致活動約二ヶ月で、当該エリアに誘致することに成功した。そして、日本サッカー協会の厳しい査定をクリアし、二〇〇九年十二月の日本サッカー協会理事会で正式に立地の承認を得る事ができた。

その後、我々は岩手県サッカー協会から代理人契約を得て、整備事業者の選定手続きを全て受け持ち、滞りなく、建設事業を進めて行った。途中、東日本大震災に見舞われたが、二〇一二年四月にグランドオープンを果たし、現在は、毎日のようにサッカー選手がオガール地区を闊歩している（図2・写真2）。

**オガールプラザ整備事業**

官民複合施設オガールプラザは、紫波町情報交流館（図書館、地域交流センター）と民間テナントが融合した施



写真2.  
岩手県フットボールセンター



写真3.  
官民複合施設  
「オガールプラザ」



写真4.  
買い物客で賑わう  
「紫波マルシェ」（産直）

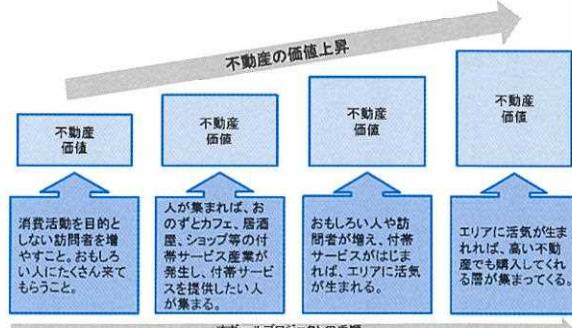


図1. オガールプロジェクトのコンテンツづくりの手順

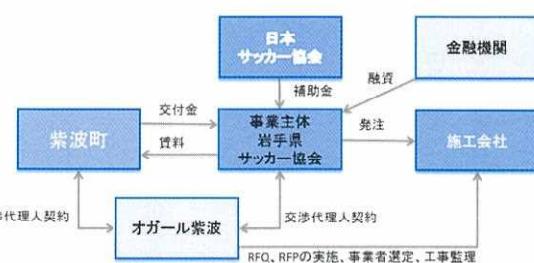


図2. 岩手県フットボールセンター整備事業の関係図

設で、多様な情報が行き交う施設である（写真3・4）。

#### 〔施設概要〕

中央棟	図書館、地域交流センター
西棟	紫波マルシェ（産直）、飲食店、学習塾、事務所
東棟	カフェ、眼科クリニック、歯科クリニック、眼鏡ショップ、調剤薬局、子育て応援センター（公共運営）
事業名称	オガールプラザ整備事業
延べ面積	約五八〇〇m <sup>2</sup>
構造	木造一部RC
階層	二階
竣工	二〇一二年六月
事業主体	オガールプラザ株式会社

#### 〔オガールプラザ事業構築のポイント〕

「オガールプラザ事業構築のポイント」オガールプラザ整備のためにSPC（オガールプラザ株式会社）を設立し、竣工後、図書館が入居する中央棟は町に売却。民間が入居する東西棟建設のために二・九億円をSPCが資産調達する。資本金一・五億円は官民出資とし財団法人民都機構（国交省外郭組織）と紫波町に優先株を発行する予定。そしてSPCの設立発起人であるオガール紫波株式会社が二〇〇〇万円（普通出資）を出資。二〇〇〇万円は、オガール紫波株式会社が経営する「マルシェ」に入居する地元農業生産者約二〇〇人から一人五万円の預かり金とマル

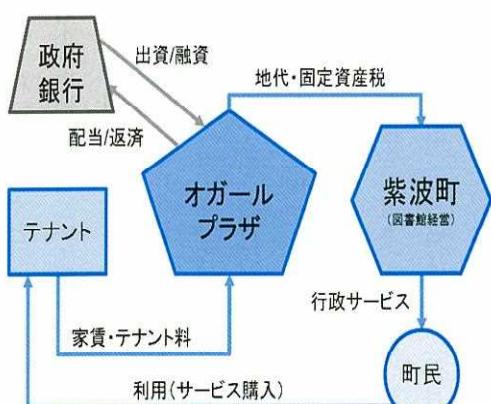


図3. オガールプラザのストラクチャー図

向けの企業立地研究会を立ち上げ、開発の計画を広くアナウンスし、この立地環境でテナント出店する際の賃料や必要床面積を積み上げていき、民間企業が必要とする床面積のみを建設する手順を踏んだ。また、想定家賃で借入金を完済できる利回りを設定した上で、建設費の上限を設定し、建設事業者の

株主総会での決定権はオガール紫波株式会社のみが持つ（図3参照）。事業成立のポイントは、テナントが一〇〇%決定した上で工事に着手することである。開発構想時点から、民間

シェに入居するテナントからの保証金で調達した。ローンは地元銀行から一・四億円の短期・長期借入し、民都機構と紫波町は、優先出資となる代わりに、株主総会での決定権はオガール紫波株式会社のみが持つ（図3参照）。

事業成立のポイントは、テナントが一〇〇%決定した上で工事に着手することである。開発構想時点から、民間

マーケティング調査を独自で行い、施設のボリューム計算を行ったことが、事業が推進している大きな要因であると考える。

#### オガールベースプロジェクト

オガールプラザがオープンして約二年後、民間複合施設オガールベース（事業主体・オガールベース株式会社）が

オープンした（写真5）。一〇〇%民間出資のオガールベース株式会社は、オガールの理念の基、ファイナンスから事業にアプローチし、紫波町の交流人口の拡大と若者がチャレンジできる環境を整えるといった公共的な志を実現させるプロジェクトを作り上げた。

ここでも、コンテンツの開発が重要視されたのは言うまでもない。地方における活性化のポイントは、他地域には無い事業を如何に経済合理的に実現させるかである。オガールベース株式会社は、それを実現させるために「ピンホールマーケティング」という手法を駆使した。針の穴のように小さなマーケ

ットでも、必ずマーケットが存在している層をターゲットに事業を構築する手法である。小さいマーケットだからこそ競争相手がいなく、紫波町のような小さく交通利便に恵まれた地域でも訪れてくれるマーケットを探す事を試みた。そして世にも奇妙な事業が構築されたのである。

バレーボール専用体育館が併設された宿泊特化型のビジネスホテルである。そこには、コンビニエンスストアや飲食店などのテナントも入居している。金融機関と一緒に作り上げた事業もある（写真6）。

先にオープンしているオガールプラ

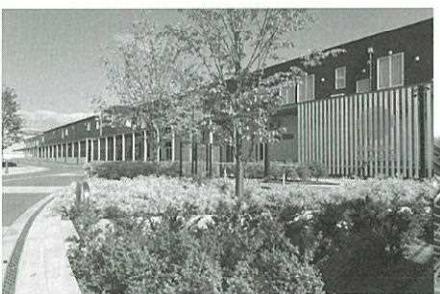


写真5. 民間複合施設  
「オガールベース」



写真6. オガールベースの中核施設、  
バレーボール専用体育館

ザや岩手県フットボールセンターなど  
の集客によって、オガールエリアの不  
動産価格は、基準地価ベースでも上昇  
局面に突入し、オガールベースのテナ  
ントの賃料は、オガールベースに比べ  
て平均で約20%上昇している。

また、ビジネスホテルの稼働もドミト  
リー機能を設けたことで、オープン当初  
から予想を超える宿泊者を迎えていた。

### 最後に

二〇〇六年の十二月に東洋大学の根  
本祐一教授を紫波町に招き、役所向け  
に講演会を行つたのが今回のプロジェクト  
の始まりである。二〇〇七年には、  
町が一〇年前に買い上げたものの財政  
難により計画がストップしていた駅前  
の土地についてどのようなポテンシヤ  
ルがあるのか、東洋大学大学院と共に  
リサーチを行い、その結果、紫波町自  
体の人口は少ないけれど、盛岡と花巻  
を商圈に見込めるため、PPPで事業  
を成功させるボテンシャルは十分にあ  
るのではないかという結論を導いた。  
この場所での実践を大学の課題とする  
ことができたのである。その後、二〇  
〇九には紫波町公民連携基本計画が  
策定され、紫波町の代理としてまちづ

くり（経済開発）を行う、オガール紫波  
株式会社を立ち上げ、本格的に駅前の  
土地を有効活用するプロジェクトがス  
タートした。

PPPのメリットは、官と民の提携  
以上に、官と民が互いの役割を明確に  
し時間の価値観を共有することで相乗  
効果が見込められるところ。土地は官  
(紫波町)が所有し、必要な公共施設の  
政策決定をし、そこからは官から信託  
を受けた民(オガール紫波)が、民間の  
視点で公共施設を含む、具体的なまち  
づくりを実現させるという役割分担が  
なされている。今回、オガール紫波は  
デベロッパーとして、事業立案やテナ  
ントの誘致、設計、発注、建設、竣工、  
引き渡し、運営までのすべてを一括し  
て行っている。一方で、紫波町役場内  
には公民連携室という部署がつぶられ、  
縦割りの部署間を横に連携しながらブ  
ロジェクトをスマーズに進めることがで  
きている。まちづくりを民に任せると  
いうことは、官側もプライドがあるた  
め、なかなか実現することは難しいが、  
それを可能にしたのは、前紫波町長で  
ある藤原孝氏(写真7)のリーダーシッ  
プと役場職員の前向きな協力が大きい。

デベロッパー的役割のオガール紫波  
株式会社に対して、建物の建設・所有  
管理するための特定目的会社(SPC)  
としてオガールプラザ株式会社を設立  
した。会社の目的を特定することで、  
投資家が出資しやすくし、借入金調達  
を容易にしている。また、融資の際は、  
金融機関はキャッシュフロー、つまり  
定期的にお金がきちんと入ってくるか  
どうかだけを評価する。そのためには  
オガールプラザが公共政策の達成だけ  
でなく、不動産事業としても成功する  
ことが必要である。そこで、従来の不  
動産経営とは異なる逆算方式を実施し  
た。つまり、最大容積率から施設規模  
を考えるのではなく、テナントの誘致  
を事前に進め、その結果から必要な施  
設規模を決定するのである。それによ  
つて、完成時にテナント床に空きが出  
るリスクを減らしている。ここには、從  
来の地域再生事業では見られなかつた  
ファイナンスが先頭を走っているのだ。  
平成二五年度は、町有地を民間に貸  
付したオガールベース事業が興り、更  
には新庁舎整備PFI事業が実施され  
ている。当初目論んだ交流人口三〇万  
人は、既に一〇〇万人に迫る勢いであ

### 〔未完成なまちを目指す〕

都市は生きている。

都市は生きているのであって生かされ  
てはいけないと思っている。地域一番の  
土地持ちである行政が責任を持って開  
発するオガールには、自ら生きようと  
する力強さがあり、補助金が先頭を走  
る従来の都市再生プロジェクトには無い  
賑わいがある。成長することを忘れ、  
他力本願に陥った地域は生きていると  
は言え生き活きはしていないのである。  
オガールは永遠に未完成。それがこ  
のプロジェクトの目標である。



写真8. オガールプロジェクトのシンボルともいえる「オガール広場」の賑わい



写真7. 藤原孝 前紫波町長

# 「周辺」から日本の地域社会を見る ——地域主体の地方再生——

山下祐介

首都大学東京都市教養学部人文・社会系准教授

「地方消滅」論の衝撃から

て、年末には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定されている。

一〇一四年、地方／地域をめぐつて大きな話題となつたのが、全国の半数の地域が消える可能性があるという予測から始まる日本創成会議の「ストップ少子化・地方元気戦略」だった。「増田レポート」ともいわれるこの報告は五月に発表され、『中央公論』誌上に

著『地方消滅』（中公新書）としても  
掲載されたあと、秋には増田寛也氏編  
まとめられた。

「 」というのも、ここには何かが大きくなっている。そんな感じがつきまとつてからだ。それが何かを見定める必要がある。私はそれを「地方分権」「地方自治」の欠如と見る。

では間違いなくそうなっていくはずだ。なぜなら構造がそうなつていてるのだから。バラマキ型に墮するのは当然なのだとさえいえる。

では、何をどう発想を変えていく必要があるのだろうか。

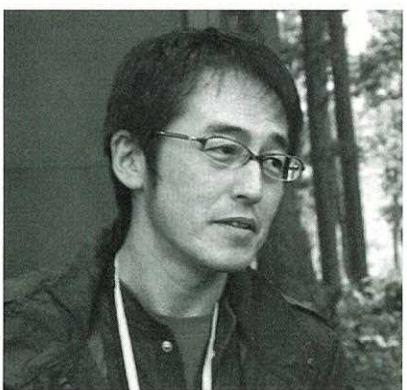
明もなされており、「地方再生はカネではない」は、長期ビジョンの理念である（ただし、長期ビジョンに対しても、長期戦略は「しごと」中心、経済中心で、カネありきになつてている点にも十分に注意する必要がある）。

だが、地方自治体・地域社会の現実をふまえれば、「カネではない」とは

自立と依存のジレンマ  
——インフラをいかに確保するのか

従来型の交付金制度が続いていることをさして、「地方再生はカネではない」と批判することはたやすい。そして「まち・ひと・しごと創生」の考え方そのものも、「ひと」を真ん中に据え、カネではなく、ひとが中心だという説

現実はどうも政府が前のめりに動きすぎ、地域が主体的に人口減少問題を解決していく形ではなく、むしろ上意下達で「政府が動くから、仕方なくついていく」「政府にあわせ



言い切れない面もある。このことにも注意が必要だ。というのも次のようなことがあるからだ。

私たちは今や、巨大に張り巡らされたインフラの中にいる。電気・ガス・水道・道路、これらが実現する安全・安心で快適な暮らしのうちに、あるいはまたグローバルに展開する物流が織りなす大量消費の豊かな生活のうちに、そして複雑で誰も統制できない高度な科学と技術のうちに私たち一人一人の日常生活はある。そしてこうした巨大なインフラを実現したものこそ、日本社会が確立してきた強い経済力だった。だが、このことは、各地域の側から見ると、こういう事態にもなってきているわけだ。

日本の地域はもはや自立していない。すべてはつながつて日本という一體のシステムのうちにあり、そのシステムに依存してはじめて個々の暮らしは成り立っている。それ故、この日本という社会から切り離されれば地域は存続していくことはできない。例えばこの文章を書いている私。いくら「世の中はカネではない」といつても、電気料金を払えねば、今日の暮らしとおぼつかない。自給自足の生活に戻ることはできず、できたにしても、相当の覚悟と資金が必要だ。いまや農業だけ漁業だって、地球の裏側から運んでくる石油なしには成り立たないのである。

だから、インフラを切られてしまえば、暮らしも仕事も成り立たず、私は生命を長らえさせることさえできない存在になってしまっているわけだ。そして、地方の経済は中央の経済に比べて小さく、国家の中心からみれば、一見「切り捨て」可能でもあるわけだから、地域の存続のためにはどうしても、最低限の地域インフラを確保するカネを要求することが必要不可欠になつてゐる。このシステムの中で周辺にいる者（地方）は、中心（中央）に頼らざるを得ず、そしてまさに昨年あたりから問題になり始めているのが、この地方（周辺）におけるインフ

ラ外しの可能性なのである。例えれば、わゆる限界集落の扱い方についても、そうしたことが一定の地域の名指しをともなつて明示されるようになつてきた（NHKニュース、二〇一五年一月二日「限界集落維持のコストは国土交通省が検証へ」など）。ただし、本省ではなく東北地方整備局によるものである点にも注意。

万が一、暮らしを支えるインフラを外されでは地域は存続できない。インフラが確保できてはじめて地方は自立できる。矛盾しているようだが、それがまさに現実なのである。

しかも実際に二〇〇〇年代からは、学校、公共交通、病院等が淘汰され、それとともになつて買い物する場所も次々と失われてきた。いままさに日本は末端から縮小社会化しつつある。この趨勢を止めるためには、これ以上の撤退を阻止するのに必要なインフラ確保のためのカネのバラマキさえ——それは地方からすれば公平な配分でもあるわけだが——必要なのである。

## 中心もまた周辺に依存している

この事態についてはしかし、「地方が中央に依存している」とか、「周辺は中心なしに成り立たない」というふうに理解してはならない。というのも真実はこうだからだ。「周辺が中心に依存している」だけでなく、「中心も周辺に依存している」のであり、地方が首都圏に依存しているだけでなく、首都圏もまた地方に依存して首都圏たり得ているのだからである。地方と中央の関係は共依存であつて、一方的なものではない。切り捨て可能性どころか、本来互いに切り捨てられないほどに一体化しているといった方がよい。このことは要するに、中心は周辺があつて中心なのであつて、中心だけがほつかりとそこにあるのではないということだ。そして具体的にはこういうことだ。地方はこれまで人を大量に生

み出し、中央に供給してきた。そしてまた農林漁業を営み、この国の土台を構築してきたのも地方である。この国歴史や文化、生活を支える思想も、ふるさとがあつてのものである。

そしてまたこうもいえる。近年の日本社会の行き詰まり感、なかでも人口減少に現れてきている切迫感は、まさにこの中央／地方、中心／周辺関係がもはやバランスを崩し、危険水域に入りつつあることによる。壊れているのは地方だけではない。過度に依存しているのも地方だけではない。中心と周辺の健全な関係が崩れているのであり、そして依存の問題は地方だけなく、中央＝首都圏そのものにあるわけだ。

だから、地方創生を本当に進めるためには、地方を変えるだけでは駄目だ。中央（中心）が変わり、さらにいえばいびつな偏った中心／周辺関係が変わらなければならない。

筆者はそういう思考法から『限界集落の真実 過疎の村は消えるか？』（ちくま新書）に引き続き、『地方消滅の罠「増田レポート」と人口減少社会の正体』（ちくま新書）を書いた。そしてそこではとくに住民票の問題（住

民票の二重化ないしはサブ住民票の設立を取り上げている。カネではない、人のあり方が問題なのであり、そしてその人のあり方が、今の政治（選挙）、行政（納税とサービス）のあり方を強く規定している。そこにメスを入れようという提案である。そしてこうした制度の変更、ルールの変更を通じて、カネの流れを変え、国民の意識をもえていく必要がある。詳しくは本書をご覧いただければと思う。

## 本当の地方再生を 進めるために —集落癍の再生論へ

先決だろう。

地方では創生のかけ声に対して「まだやるのか」という悲鳴も聞こえ、近年は「もう身体がついていかないよ」というため息も漏れ始めている。それでも地方創生という大津波にもまれずに、その波の上にうまく乗るために、ここで力を振り絞って、地域の力を今まで見直し、一体何が必要なのかを問いつつある。詳しく述べてみると、人々自身が、自分たちの地域をもう一度まとめ上げていく必要がある。



青森県鰺ヶ沢町にて

直す機会、そうした場をつくっていくことが大切だ。

自分が暮らす地域にはどういう人が住み、そしてどういう暮らしがあるのか。そこで生じている地域再生のための課題は何で、何を克服すれば再生への手がかりが得られるのか。まずは問題の各地域のありかをざっくり、その解決のための道筋を見立てていくことだ。その際、重要なのが、やはり人なのだと思う。

そして気をつけてもらいたいのは次のことだ。

地域の「人」はそこにいま住んでいるなら、地域の中で何ができるのかをまずは問い合わせることを進めるのが

もつとも、例えばこの「住民とは誰か」の変更も、明治以来続く地方自治に關わる制度の改変を要求するものであり（とくに選挙のあり方が変わる可能性がある）、そこには既得権益も多数存在するわけだから、それほど単純に進められるものとは思えない。そして何より、地方再生はやはり地域主体で進められるべきだという発想で考えると、地域の中で何ができるのかをまずは問い合わせることを進めるのが

これからもしかすると住んだり、関わってくればなりする可能性のある人も、地域の住民だ——そういう発想が重要なのである。そして未来の住民に思いをはせ、その住民たちのために何ができるかを考え行動していくことこそが、現状を変えるもつとも大事な契機になるはずだ。

こうしたことを集落レベルで考えていく手法については、徳野貞雄・熊本大学教授が提唱するT型集落点検などすぐれたやり方がすでに開発されている（徳野貞雄・柏尾珠紀『T型集落点検とライフヒストリーでみえる家族・集落・女性の底力』農文協も参照）。

そして、町場や都市においてもすでに

様々なワークショップの手法が確立されてきた。

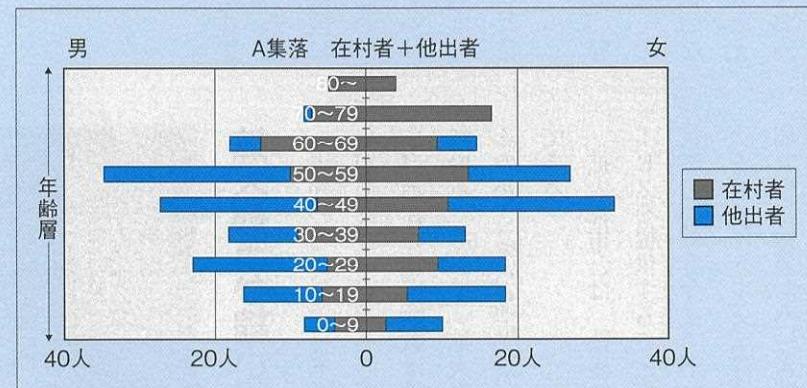
まずは今一度各地域の主体性を確立する仕掛けを、各地で試していくことが必要だ。その上で、現状を見渡したとき、それぞれの地域に今解決すべきことは何なのか——企業誘致による雇用なのか、はたまた独身者の結婚難なのか、下がりすぎている農産品の価格の維持なのか、あるいは観光開発か、獣害の克服か、学校問題なのかなど——それぞれに見出し、その取り組み方を検討することが必要だ。政府が手を貸すのはそれからでよい。そしてまたその課題が、冬期間の交通の確保や、長年の念願である上下水道の設置や、存続が危ぶまれている公共交通（バスや航路）であつたりするような場合は、そうしたインフラの確保を優先していくことも必要となる。その際には、地域の人々の問題解決をうながすこと以上に、中央と地方が互いに共存し合える関係の論理づくりをこそ急がねばならないだろう。

地方再生はカネではできない。それは必ずしも産業をつくり、雇用を確保しようということではないはずだ。とはいえた将来にわたる安定的な財源の確保は必要である。そして、こうした財源が確保されて地域維持の見通しがつくのなら、安い農産物を提供し、都市住民への癒やしの場をつくり、国土環境の保全のために多少の負担をおつたとしても、若い人々はまた地方に戻り、自信を持つて今後も貢献できる社会を作っていくような気がする。「地方創生」が「周辺」の立場にたつて、その自治や自立を尊重し、今後ともよいか中央／地方関係を調整する場づくりへと展開するなら、「人口減少」「地方消滅」ショックは、私たちにとってよい刺激となるだろう。逆にそれがあらぬ方向へ進むことだけは避けねばならない。そして、今度ばかりは失敗すれば、もはや地方はもたないかもしれないという危機感もまた、この問題に関する人間は持つておかねばならない認識になるはずだ。

←集落点検の様子。中央は提唱者の徳野貞雄氏。点検に先立って行われる徳野氏の講演は村の少年を引きつけ、お年寄りをも唸らせる深い魅力にあふれている。



←ある集落での点検結果の例。今その地に暮らす人々（在村者）だけだとジリ貧に見える集落も、他出しながらも関わりを持っている人々（他出者）を拾い出してみると、実に多くの人があがってくる



るものだ。こうした他出者をしっかりとつなぎ止めることで、地域の希望ある将来は見えてくる。限界集落（高齢化率50%を超える集落）とは、そこに住んでいる人だけをカウントしているから、そう見えるのにすぎないのである（拙著『限界集落の真実』を参照）。

# 人口減少時代における人口増加を目指す地域政策のヒント

牧瀬 稔

一般財団法人 地域開発研究所 主任研究員

日本は人口減少の進展とともに、自治体間競争が激化しつつある。自治体間競争とは「自治体がそれぞれの地域性や空間的特徴などの個性（特色）をいかすことで、創意工夫を凝らした政策を開発し、他地域から住民等を獲得すること」と定義できる。この定義は、やや言い過ぎた感があるものの、既にこのような取り組みは起きつつある。

本稿は、自治体が人口減少時代の中で人口の増加を目指す（自治体間競争に生き残る）ための地域政策のヒントを提示する。

## 消滅可能性都市の衝撃

一〇一四年五月八日に民間研究機関「日本創成会議」（座長・増田寛也元総務相）が発表した調査結果（「増田レポート」と称されている）が多くの自

治体に衝撃を与えた。同調査は一〇四〇年までに全国の計八九六自治体で二〇～三九歳の女性が半減するとし、そのような自治体を「消滅可能性都市」と表現した。（図表1）は、都道府県における消滅可能性都市が存在する割合である。

増田レポートでは消滅可能性都市の定義が明確に記されていない。その中で消滅可能性都市の意味を探ると「少子化や人口移動に歯止めがかからず、将来に消滅する可能性がある自治体」や「人口減少により行政機能の維持が難しくなるとみられる自治体」と捉えられる。

消滅可能性都市として名指しされた自治体は、人口減少を打開するための全般的な組織を設置しつつある。同時に国も人口減少の対策に本格的に乗り

出し、「まち・ひと・しごと創生法」を制定した（二〇一四年十一月二八日法律第一三六号）。同法は「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正」することを掲げている（第一条）。

実は、かなり以前から人口減少の弊害は指摘されていた。しかし、多くの自治体は人口減少に対応した具体的な取組みは実施してこなかった。たとえ実施していてもインパクトに欠ける内容であつた（危機感が薄かったと思われる）。その意味で、今回の日本創生会議の発表は、都道府県や市区町村を否応なしに人口減少に対峙させるいい契機となつたのかもしれない。

一〇一四年五月八日に民間研究機関「日本創成会議」（座長・増田寛也元総務相）が発表した調査結果（「増田レポート」と称されている）が多くの自



## 拡大都市か縮小都市か

周知のとおり、日本は確実に人口減少が進んでいく。その事実の中で、いま自治体の地域政策は岐路に立たされている。それは「拡大都市」を選択するのか、「縮小都市」の道を歩むのか、である。

拡大都市とは、積極的に行政サービスを提供することで、人口減少時代においても今までどおりに人口の大を目指すことを意味する。または、周りの自治体が人口を減少させる中で、人口の維持を指向していく場合も拡大都市と捉えることができる。あるいは、国は二〇六〇年に一億五四五万人を数值目標と掲げている。この数字は現在と比較して十七%減である。人口の十七%減以内を目指すことも拡大都市と

## 対象層を設定した地域政策

現在展開されつつある自治体間競争は、換言すれば住民獲得競争でもある。住民を増やそうと自治体は創意工夫を

一方で縮小都市とは、人口減少の事実を受け入れ、人口が減少しても元気な自治体をつくるいく考え方である。国の数値目標は二〇六〇年に一億五四五万人である。この数字は十七%減である。すなわち十七%減以上の人口減を是認する場合は縮小都市かもしれない。しかし、縮小都市の事例はないため、その自治体像が見えてこない。また不確定性もともなう。人口が減少すれば歳入も低下する可能性がある。その結果として行政サービスの縮小や撤退、場合によっては職員数の減少等も余儀なくされるかもしれない。そのような理由から、縮小都市の採用を公式に明言している自治体はほとんどない。

本稿の前提は「拡大都市」である。本稿は、自治体がよい政策を創出し開発して、現在の人口を維持し、可能なならば増加していくための地域政策のヒントを提供することが目的である。

して捉えることができるかもしない。一方で縮小都市とは、人口減少の事実を受け入れ、人口が減少しても元気な自治体をつくるいく考え方である。国の数値目標は二〇六〇年に一億五四五万人である。この数字は十七%減である。すなわち十七%減以上の人口減を是認する場合は縮小都市かもしれない。しかし、縮小都市の事例はないため、その自治体像が見えてこない。また不確定性もともなう。人口が減少すれば歳入も低下する可能性がある。その結果として行政サービスの縮小や撤退、場合によっては職員数の減少等も余儀なくされるかもしれない。そのような理由から、縮小都市の採用を公式に明言している自治体はほとんどない。

本稿の前提は「拡大都市」である。本稿は、自治体がよい政策を創出し開発して、現在の人口を維持し、可能なならば増加していくための地域政策のヒントを提供することが目的である。

既存住民とは、「今住んでいる住民」である。自治体は、何よりも既存住民を対象に政策を実施している。そして人口を増やすためには、既存住民の移出（引越し）の防止や合計特殊出生率の向上、その前提として婚活の支援など、様々な政策を展開している。

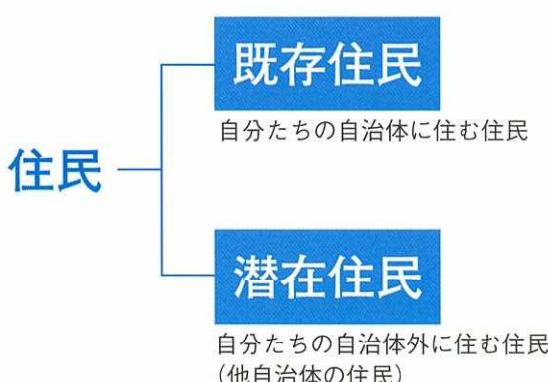
既存住民とは、「今住んでいる住民」である。自治体は、何よりも既存住民を対象に政策を実施している。そして人口を増やすためには、既存住民の移出（引越し）の防止や合計特殊出生率の向上、その前提として婚活の支援など、様々な政策を展開している。

図表1. 都道府県における消滅可能性都市の割合

消滅可能性都市の割合			
北海道	81.0%	滋賀県	15.8%
青森県	87.5%	京都府	50.0%
岩手県	81.8%	大阪府	20.9%
宮城県	65.7%	兵庫県	48.8%
秋田県	96.0%	奈良県	64.1%
山形県	80.0%	和歌山県	76.7%
福島県	-	鳥取県	68.4%
茨城県	40.9%	島根県	84.2%
栃木県	26.9%	岡山県	51.9%
群馬県	57.1%	広島県	47.8%
埼玉県	33.3%	山口県	36.8%
千葉県	48.1%	徳島県	66.7%
東京都	17.7%	香川県	52.9%
神奈川県	27.3%	愛媛県	65.0%
新潟県	60.0%	高知県	67.6%
富山県	33.3%	福岡県	33.3%
石川県	47.4%	佐賀県	40.0%
福井県	52.9%	長崎県	61.9%
山梨県	59.3%	熊本県	57.8%
長野県	44.2%	大分県	61.1%
岐阜県	40.5%	宮崎県	57.7%
静岡県	31.4%	鹿児島県	69.8%
愛知県	13.0%	沖縄県	22.0%
三重県	48.3%		

注) 消滅可能性都市は市区町村である。特別区は対象とするが政令市の行政区は対象としていない。また、福島県は対象外である。  
資料) 日本創生会議をもとに筆者作成。

図表2. 自治体間競争における住民



（図表3）のようにセグメント化（市場（顧客や対象層）の細分化）する必要がある。

本稿では紙幅の都合上、潜在住民を中心とした政策展開について言及する。潜在住民の移入（獲得）を目指す場合、（図表3）のようにセグメント化（市場（顧客や対象層）の細分化）する必要がある。

本稿では紙幅の都合上、潜在住民を中心とした政策展開について言及する。潜在住民の移入（獲得）を目指す場合、（図表3）のようにセグメント化（市場（顧客や対象層）の細分化）する必要がある。

本稿では紙幅の都合上、潜在住民を中心とした政策展開について言及する。潜在住民の移入（獲得）を目指す場合、（図表3）のようにセグメント化（市場（顧客や対象層）の細分化）する必要がある。

本稿では紙幅の都合上、潜在住民を中心とした政策展開について言及する。潜在住民の移入（獲得）を目指す場合、（図表3）のようにセグメント化（市場（顧客や対象層）の細分化）する必要がある。

「Single Income No Kids」の略であり、「夫婦のどちらか一人だけ働いていて子どもがない世帯」である。そして第四に「SEWKS」がある。これは「Single Employed With Kids」であり、「夫婦のどちらか一人だけ働いていて子どもがいる世帯」に分けられる。

〈図表3〉には記していないが、さらに細分化できる。男性や女性、DINKsやDEWKsなどの右は、それぞれ一〇歳代や二〇歳代など「年代毎」にも分けて捉えることができる。さらには年代毎の右には、年収を四〇〇万円や五〇〇万円と「年収別」に考えていくことも重要である。企業経営においては、企業が提供する商品・サービスをどの層をターゲットにして売りたいのかを細かく決めている。

自治体が政策を実施する上で、今後は潜在住民の獲得に限らず、セグメンタル化をして、ターゲットを決めた地域政策が求められる。

## 明確に対象層を設定した事例

事例を紹介したい。N市は潜在住民を対象に「持ち家」であり「DEWKs」を対象とした政策を実施している。同市は夫婦共働きをターゲットとしてい

るため、子育て支援施設は必要である。そこで一〇〇戸以上の住宅開発をする場合、事業者などに子育て支援施設設置を義務付ける「開発事業の許可基準に関する条例」を制定している。

また一〇〇戸以上の分譲マンションの場合は、平均占有面積を八〇平方メートル以上にすることを求めている。

さらに同条例には市街化区域の宅地一区画あたりの最低敷地面積を一三五平方米メートル以上とする規定も盛り込んでいる。

同条例により、良好な子育て環境を構築し、夫婦共働きでも子育てにやさしいまちづくりを目指している。

条例が規定した市街化区域の中でも、駅から徒歩圏では一平方メートルの土地代が一〇万円を下らない。そこで条例が設定した一三五平方メートルであると、土地価格は二七〇〇万円以上となる。そして上物を二〇〇〇万円と考えると、新築住宅は四七〇〇万円以上となる。このことから、N市は五〇〇〇万円前後の住宅を購入できる富裕な住民をターゲットとして捉えていることが垣間見られる。すなわち世帯年収が「一〇〇〇万円」以上を想定している。

なお、N市の全域が五〇〇〇万円前後の住宅を購入できる富裕層についても、条例で規定した一定の地

域に限定される。

## 獲得する地域を設定した地域政策

もう一つ別の観点から特徴的な事例を紹介する。Y市は住民を獲得する自治体（地域）を設定している。

それはK市とS市である。獲得する自治体の決定は、住民基本台帳を活用してい

る。住民基本台帳は、どの自治体から引越してきて、

どの自治体に引越して行つたという情報がストックされている。そこで住民基本台帳をデータ・ベース化し、引越してくる自治体を絞り込んでいます。K市やS市の自治体の中の駅にY市のポスターをはつたり、それら

自治体のタウン誌にY市の住宅情報を掲載している。このような手法で住民を奪う地域を設定している。

また国勢調査から、自分たちの自治体に通う通勤先の自治体がわかる。そこで、その通勤先の自治体に対しても、自分たちの自治体のよさを積極的にア



図表3. 潜在住民獲得のセグメント化

注) 上記は一例である。なお、後段の「借家」も、持家と同じ構造になる。また、「男性」「女性」や「DINKs」等の右には、世代別や年収別がくる。

注意が必要である。

## 「絞る」（限定する）ことの重要性

本稿で紹介したN市やY市の事例を知つて、読者の中には「都市圏の自治体だけに当てはまる特殊なケース」と思つたかもしれない。確かに、今回紹介した事例は都市圏の自治体で展開されている。しかし、筆者が指摘したかがり、「絞る」（限定する）といふことは「絞る」（限定する）といふことである。居住者を増やしたい場合は、特定住民層や住民を獲得するための対象地域など「絞る」という重要性を指摘した（なおA市やI市は地方圏の自治体である）。

地方圏の自治体においても、住民の対象層や獲得する地域を「絞る」ことにより、人口の増加を実現した事実がある。D市は北海道に位置し、北海道にあつても穏やかな気候に恵まれている。そこでキャッチフレーズ「北の湘南」を掲げ、定年退職者を対象とした移住を促進している。特に積極的に首都圏の団塊世代を中心とした移住促進を展開してきた。その結果、多くの団

塊世代が首都圏からD市に移り住んだ事実がある。D市は対象層を「定年退職者」に絞り、獲得する地域を「首都圏」に限定している。

今回は居住者の増加の視点に言及している。一方で観光客の増加においても「絞る」ことの有効性は指摘できる。（図表3）は、居住者の増加を想定しているため「持ち家」と「借家」に分かれている。観光振興の場合は、「持ち家」と「借家」を「日帰り」と「宿泊」に分けて絞っていく（残りのセグメント化は基本的に同じである）。そ

して「日帰り」と「宿泊」を限定することにより、観光客を呼び込む地域も必然と決まってくる。

例えば、相模原市（神奈川県）で日帰りの観光を推進する場合は、関西圏を対象として観光客をもつてくることは厳しいだろう。確かに関西圏から相模原市に日帰りで観光できないことはない。しかし極めてタイトなスケジュールになる。つまり日帰りの場合は関西圏にアピールしても意味がない。ちなみに相模原市は、山梨県と接してお

位置にある。

相模原市の観光振興を「宿泊」に絞り込み、かつ「一泊二日」を想定すれば、関西圏からも観光客を招き入れる

ことは可能である。その時にはじめて関西圏に相模原市のアピールをする意味がある。このように「絞る」ことにかかっている。観光振興の場合は、「持ち家」と「借家」を「日帰り」と「宿泊」に分けて絞っていく（残りのセグメント化は基本的に同じである）。そのため観光振興の成果が上げられずにいる。

## これから地域政策ターゲットの明確化

これからの地域政策はターゲットの明確化が重要である。ただし、一部の住民だけに特化した政策を実施するの

ではない。幅広い住民層を対象とした政策を実施することが自治体の本分である。この点は忘れてはいけない。すべての住民を対象としつつ、その中でも特定住民層（つまり「メイン・タ

ーゲット」）にやや重きをおいた政策を開発し実施していく。すべての住民の今後の地域政策のヒントがある。

ニーズを充足した上で、メイン・ターゲットのウォンツを提供していくことがこれからの地域政策の一視点である。

また、人口の転入を図るために奪う自治体を限定することも、これから地域政策の観点である。全国の地域を対象に自分たちの自治体をアピールしても効率がよくない。ある特定の地域を限定して、その地域を対象に自分たちの自治体を集中的にアピールしたほうが効率的に成果があがる。結局のところ「あれもこれも」から「あれがこれか」への思考の転換である。人口を増加させたいのならば、あるいは現状の人口を維持したいのならば、自治体はメイン・ターゲット（奪う対象層や地域）を限定して、限られた行政資源を投下していくことで成功の軌道に乗つていく。

本稿で紹介した事例がいいか悪いかは、読者の価値判断である。しかし実際に起こりつつある事実である。これらの地域政策はターゲット戦略が重要である。つまり選択と集中とも換言できる。ここに人口増を目指すための今後の地域政策のヒントがある。

# 青森県弘前市



弘前城のお堀端に建つ市庁舎

昨年十一月十九日、当センターの研修の活用状況等をお聞きするため、弘前市役所を訪ねた。青森空港から連絡バスに乗ると、弘前が近づくにつれ、車窓からは収穫を終え、すでに葉の落ちたりんご畑が見える。冬枯れが進む野辺に点在するその風景は、厳しい冬の始まりを感じさせた。

## お城と桜とりんごのまち

市庁舎は弘前城のお堀に面している

「さくらまつり」には満開の桜を愛でに二〇〇万人を超える観光客が訪れるという。園内では秋に「菊と紅葉まつり」、冬には「雪灯籠まつり」も開催され、夏の「ねぶたまつり」と合わせ、四季を通じたお祭りは弘前の一大観光資源である。

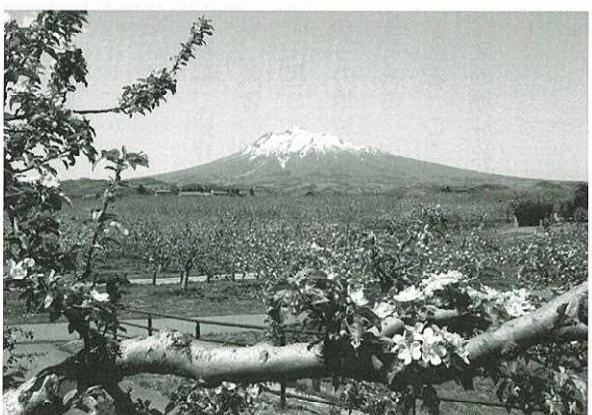
弘前城の三層の天守は一八一一年に再建。江戸時代の天守としては東北唯一で重要文化財に指定され、往時のまま津軽藩政時代の歴史資料を展示する「弘前城史料館」として一般公開している。現在、この天守の曳屋を伴う石垣修理が行われ、一〇〇年振りの大工事とあって話題だ。石垣の膨らみが確認され、地震で崩落する危険があることから、市が修理を決定したもの。工期は平成二六年度～平成三五年度の一〇

年の予定。取材時は、天守曳屋や石垣解体の足場を設けるため、内堀の埋立工事がすでに始まっていた。天守曳屋は二七年度の予定で、天守と桜が水面に映る人気の風景はしばらく見納めとなる。市では桜とともに石垣修理も観光の目玉にと、ホームページで動画を交えて紹介するなど全国にPRしている。

また冒頭で触れたとおり、弘前はりんごのまち。市内での収穫量は年間十六万トンで全国の約二〇%を占め、秀峰・岩木山の裾野には三〇〇万本を超えるりんごの木が植えられているといふ。りんごに関する知識や情報を学べ



弘前城天守と満開の桜



岩木山の裾野に広がるりんご園

る「弘前市りんご公園」、りんご畑を縫うように走る「アップルロード」、そしてりんごを使ったバラエティに富んだ商品の数々と、観光や商工業などと連携して、りんご産業は地域活力の一翼を担っている。

この地でりんごが作られるようになつたのは、明治八年にアメリカ人宣教師が持ち込んだのが始まりと言われる。明治以降、弘前では学都を目指して西洋文化を積極的に取り入れていった。そのため、市内各所には明治・大正期の洋風建築が今も数多く残る。弘前公園周辺にも旧弘前市立図書館や青森銀行記念館、藤田記念庭園などが

CLOSE UP  
人づくり®

レトロな佇まいを見せ、城下町の風情との対比は弘前のまちに不思議な魅力を醸し出している。

弘前市経営計画を策定

弘前市は、「子どもたちの笑顔あふれるまち」を二〇年後の将来都市像に掲げ、その実現に向けて、市長の任期にあわせ平成二六年度から四年間を計画期間とする「弘前市経営計画」を策定した。その中で最重要課題に設定しているのが、今多くの地域が直面している人口減少対策である。弘前市の人口は、平成二五年度に十八万人を割り、今後二〇年間で十四万人にまで減少すると推計されており、本計画では、人口減少による影響の緩和に向けた取り組みを「笑顔ひろさき重点プロジェクト」として実現に向けた取り組みを進めていくこととした。

の政策資源の優先的な配分 事業期間の最長四年までの延長などの措置を講じていく。

が作成した「弘前市職員研修方針」にも反映され、これまでの「階層別研修」を「経営能力育成研修」と位置づけるなど、早い段階から職員のマネジメント能力の育成に努めている。

センター研修の活用状況

ルネッサンス様式の旧弘前市立図書館

力や地域力、知恵を結集してオール弘前体制を構築し、地域自らが元気や活力を生み出し自立した地域を創る、地域経営型の市政運営が必要である」と、平成二六年度の施政方針で述べている。経営型の市政運営への移行は、

「弘前市職員研修方針」には、全国建設研修センターが実施する研修についても派遣実績とともに紹介され、若手職員を中心に、スキルアップを目指す職員に向け積極的な参加を促している。センター研修への参加者は、平成二四年度十七名、平成二五年度十九名、平成二六年度は〈別表〉のとおり三二名と、毎年多数の参加をいただいている。その理由を伺うと、「センターの

研修はタイムリーな内容が多く、すぐに使えて非常に身になるというので評価が高い。こうした声が広がつて年々増えていくのではないか」と、派遣担当である人材育成課の太田耕介さんは指摘する。そして、その後押しとなっているのが、青森県市町村振興協会の研修経費に対する助成制度の活用だという。

財務部、都市環境部と並んでセンターリ研修の参加者が多い建設部の長内清美部長は、技術者不足への対応を派遣理由に挙げた。「われわれのすぐ下の世代が少なく、技術の継承もままならない状況がある。最近、社会人枠でもかなり採るけれども、なかなか追いつかない。また、新卒であっても専門分

具体的には、  
育てたいまち「ひろさき」、②いきいき・健  
かなまち「ひろさき」  
③冬も快適・住みたい  
ち「ひろさき」の三つ  
観点に該当する施策や  
務事業を抽出し、予算

## 弘前市のセンター研修参加状況（平成26年度）

【参加人数：32名】

参加研修名	研修期間
〈事業監理部門〉	
アセットマネジメント	3日
公共工事契約実務	3日
総合評価方式の活用	3日
〈施工管理部門〉	
構造計算の基礎	3日
土木技術のポイントA(計画・設計コース)	4日
土木工事積算	5日
〈土地・用地部門〉	
用地基礎	11日
用地交渉のポイント・演習	3日
用地事務(建物・営業・事業損失)	5日
用地事務(土地)	5日
用地職員のための建物移転工法	3日
用地補償専門(セミナー)	5日
〈道路部門〉	
市町村道	4日
道路設計演習	4日
〈橋梁部門〉	
鋼橋設計・施工	3日
〈都市部門〉	
区画整理	5日
景観まちづくり	5日
住民参加によるまちづくり	4日
〈建築部門〉	
建築S構造	5日
建築リニューアル	3日
建築環境	3日
建築基準法(建築物の監視)	5日
建築工事のポイント	4日
建築工事監理	5日
建築設備(衛生)	5日
建築設備(電気)	10日
公共建築工事積算	5日
公共建築設備工事積算(機械)	3日

注1) 参加人数には参加予定を含む。

注2) 「構造計算の基礎」「鋼橋設計・施工」「建築工事のポイント」「建築工事監理」には2名が参加。

野で入ってくるとは限らず、電気で土木に入るケースもあり、測量をしたことがないという者もいる。そういう面で、基本的な技術を身に付けてもらうために、研修にはできるだけ行かせたい」と話す。

若い頃は研修に積極的に参加したという人材育成課の佐々木公誠課長は、「いろいろな情報がネットでとれるけれども、生の声で腹を割った話ができるところに研修のよさがある」と指摘しつつ、「長期の研修になると、机上



お話を伺った（前列左から）人材育成課の太田さん、佐々木人材育成課長、長内建設部長、（後列左から）建設政策課の永田さん、附田さん、工藤さん、金原さん。

感想・評価

セントー研修を受講した

をつくるのがほとんどだつたけれども、今はそうじゃない。守るというか、いかに長持ちさせるかがメインになっている。大きいプロジェクトはもうないし、若い職員には可哀想な面がある。実習などを通して、そういうものを目で見るだけでもかなり違う」と話した。

金原さんは、「二四年度に『道路管理一般』、今年度は『市町村道』に参加した。附田さん同様、『道路管理一般』は道路担当になって間もない時期で、「道路行政に関する基礎知識の底上げができ、すごく助かった」という。また、受講者同士の意見交換が「知識はもちろんモチベーションを高める上で有意義だった」と、講義だけでなく、演習やグループ討議が組み込まれている点を評価した。

二四年度の『市町村道』に参加した永田さんは予算を担当。研修派遣者を調整するのも職務の一つだが、予定していた職員が行けなくなり、せっかく

の勉強だけではなく、実習がある。そんに、その感想や評価などをお聞きしました。

田さんは、異動で用地業務を担当することになり、「法律や登記のやり方、あと税関係とか用地の基礎となる分野を十一日間かけて学べる機会はそうない」と考え、参加を希望した。県にも同様の研修があるそうだが、「三、四月に詰めた内容であり、その点、センターは分野ごとに深く学べ、いまの業務にとても生きている」と話した。

金原さんは、「二四年度に『道路管理基礎』に参加した。「構造計算の基礎」については、「構造計算をコンサル任せにしていた部分があり、発注側としての説明責任を果たせるようにしたい」と思ったのがきっかけだつた。難しい内容もあったそうだが、「設計照査の過程で成果をしっかりと確認できるようになった」と、その収穫を口にした。また、センター研修への要望として、道路法等の一部改正に伴い、道路管理者による道路点検が明示されるとを受け、「点検も含めた補修計画の作成と運用の仕方を学べる実践的な研修の新設」に期待を寄せた。

ドバイスした。そして、「人口減少が進み、職員も少なくなる中で、部署の縦割りは取り扱わないといけないし、主事だから、技師だから、建築だから、土木だから」というのも関係なくなつて、既成概念にとらわれないでどんどん新しいことにチャレンジしてもらいたい」と力を込めた。長内部長もうなづきながら、「われわれのときは、物をつくるのがほとんどだつたけれども、今はそうじゃない。守るというか、いかに長持ちさせるかがメインになっている。大きなプロジェクトはもうないし、若い職員には可哀想な面がある。実習などを通して、そういうものを目で見るだけでもかなり違う」と話した。

工藤さんは技術職で、今年度の『土木技術のポイントA』と『構造計算の基礎』に参加した。「構造計算の基礎」については、「構造計算をコンサル任せにしていた部分があり、発注側としての説明責任を果たせるようにしたい」と思ったのがきっかけだつた。難しい内容もあったそうだが、「設計照査の過程で成果をしっかりと確認できるようになった」と、その収穫を口にした。また、センター研修への要望として、道路法等の一部改正に伴い、道路管理者による道路点検が明示されるとを受け、「点検も含めた補修計画の作成と運用の仕方を学べる実践的な研修の新設」に期待を寄せた。



# 海岸整備のポイント

&lt;平成26年度新規研修&gt;

**減災の考え方を導入**

日本の大震災が起きた、南海トラフ等の地震による大規模津波の発生が懸念される中、海岸法が一部改正された。平成十一年以来、十五年ぶりとなる今回の改正は、海岸の防災・減災対策を強化するとともに、海岸の適切な維持管理の推進が骨子となつてゐる。

平成二六年度新規研修『海岸整備のポイント』は、海岸法の改正趣旨を踏まえながら、講義やグループ討議を通じて実務の場面でボイントとなる海岸整備の知識・ノウハウの修得を図るもので、昨年十月二九日～三一日の三日間、地方公共団体職員、コンサルタントを中心に二十四名が参加して実施された。

海岸として、約一万四〇〇〇kmが海岸保全区域に指定されている。本研修では、これらを所管する国土交通省水管理・国土保全局、同港湾局、農林水産省農振興局、同水産庁から講師を招き、各々の海岸整備の現状や今後の方

向性について幅広い知見を得る機会となりた。「農地海岸には馴染みがなく、新しい分野を知ることができてよかつた」、「農地海岸には馴染みがなく、このうち、防護工事の対象となるkm、このうち、防護工事の対象となる

内容など、普段あまり関わらない分野の学習ができた」といった受講者の声も寄せられている。

今後の方向性については、東日本大震災を踏まえ、各省府の講師とも「減災」の考え方に基づく対策の重要性を指摘した。すなわち、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被

月 日	時 間	教 科 目	講 師
10/29 (水)	8:30～8:45	受 付	
	8:45～9:30	開講の挨拶・オリエンテーション(含む 課題研究の進め方について)	
	9:30～11:00	海岸整備の現状と今後の方向性 -津波対策に関するソフト施策及び維持管理を含む-	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 海岸室 室長 井上智夫
	11:10～12:30	海岸に関する法令と事業制度等 -粘り強い海岸保全施設の構造技術基準等- -粘り強い海岸保全施設の構造技術基準等- -粘り強い海岸保全施設の構造技術基準等- -粘り強い海岸保全施設の構造技術基準等-	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 海岸室 課長補佐 早川潤
	13:30～14:30	津波災害と高潮災害について	東北大大学 名誉教授 首藤伸夫
	14:40～16:00	海岸保全施設の維持管理のあり方について -海岸保全施設の維持管理マニュアル等-	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 海岸室 課長補佐 野本粹浩
	16:10～17:30	海岸調査のポイント -各地の海岸事例の見方や教訓について-	一般財団法人 土木研究センター 常務理事・なぎさ総合研究所長 宇多高明
10/30 (木)	17:35～18:00	課題研究・グループ討議	
	9:00～10:30	海岸工学の基礎と海岸構造物の設計の方向性 -津波に対する粘り強い海岸堤防の設計について-	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長 講師 義雄
	10:40～11:30	農地海岸事業の現状と今後の方向性	農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 課長補佐 渡邊俊介
	12:30～13:30	漁港海岸事業の現状と今後の方向性	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 課長補佐 米山正樹
	13:40～15:00	事例：地方自治体における津波対策の現状と課題	静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 課長 長瀬知行
	15:10～16:00	港湾海岸事業の現状と今後の方向性	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 広域連携推進官 仙崎達治
	16:10～18:00	課題研究・グループ討議	
10/31 (金)	9:00～10:30	海岸構造物の設計のポイントについて -調査・計画から設計・積算まで-	一般社団法人 建設コンサルタント協会 (いであ)執行役員 沿岸・海岸事業部長 海岸・海洋専門委員会 専門委員 加藤憲一
	10:40～12:00	海岸構造物の施工の手順のポイントについて (仮設を含む)	一般社団法人 建設コンサルタント協会 (セントラルコンサルタント(株)) 東京事業本部 技術第一部 環境水工グループ長 海岸・海洋専門委員会 専門委員 藤田正樹
	13:00～15:30	課題研究・全体討議・講評	一般社団法人 日本建設業連合会 海洋開発委員会 専門委員 戸田建設(株) 東北支店 仙台湾南部海岸堤防復旧工事 作業所長 村上久仁伸 (現 釜石北ブロック復興JV作業所長)
	15:35～15:40	閉 講 式	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 海岸室 課長補佐 早川潤

害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いもの大きな被害をもたらす津波（L1津波）」の二つのレベルの津波を想定し、今後の海岸保全施設の整備にあたっては、L1津波に対して機能を維持するとともに、L2津波に対しても施設の効果が粘り強く發揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要であるとの方針が示された。

## 海岸の適切な維持管理

社会資本ストック全般が老朽化時代を迎える、海岸保全施設についても、現在、完成後五〇年以上を経過しているものが約四割、二〇年後にはこれが約七割に達するなど急速な老朽化が見込まれており、長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新が求められている。

海岸の適切な維持管理のためには巡視や点検が欠かせないが、各地で海岸問題の技術支援を行っている宇多氏の講義では、実際に氏が関わった鳥取県の皆生海岸などを事例に挙げ、巡視のポイントやイメージーションの働きかせ方など実践的な海岸調査のコツが紹介

された。その中で、「海岸の技術は座学で修得することがほとんどだが、実際に施設の変状を見て、そこから考える習慣が大切」と指摘し、「現地状況を認識する手法にもう少し時間をかけ、踏査のセンスを磨いてほしい」と期待を述べた。

講者は高い関心を寄せていた。

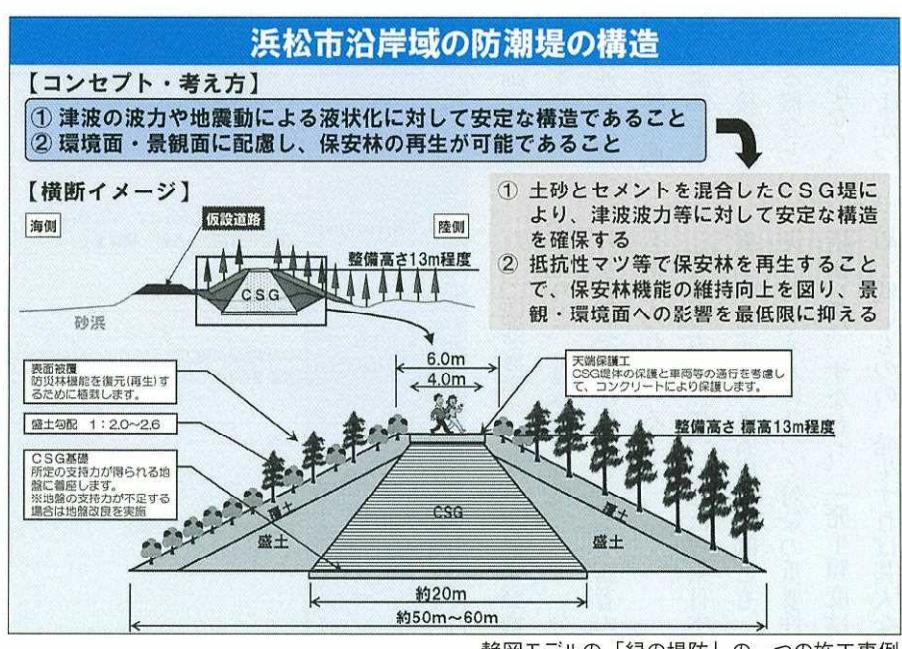
## 海岸技術者への エール

そのほか、設計の流れ、特に最適な保全工法を選択するまでの流れを理解するま

## 「静岡モデル」の取り組み

国の指針を受けて、地方自治体はどう対応しているのか。「地方自治体における津波対策の現状と課題」と題した静岡県の津波対策の講義は、その先進事例にあたる。同県は津波により広範囲に甚大な浸水被害が想定されており、いち早く減災の考え方を導入し、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等によって沿岸域の安全度を向上させる「静岡モデル」の取り組みを推進している。

浜松市沿岸域の防潮堤整備は静岡モデルの県内初の事業で、津波波力等に対して安定した構造を確保するとともに、景観・環境への影響を最低限に抑えたいわゆる「緑の堤防」と呼ばれるものである（下図参照）。また、市民、地元企業、行政が一体となつて取り組んでおり、この点にも特に自治体の受



**課題研究発表と全体討議**

最終日には課題研究の全体討議が行われた。課題研究は四班に分かれ、各自が持ち寄った所属現場の海岸整備事例をグループ内で討議、その中から一例を選び、問題点等を整理して全体討議で発表するプレゼン資料を作成す

る。そして、首藤名譽教授は、この間の災害と海岸整備の変遷を振り返りながら、災害・防災に対する過去からの知見を学び、共有することの大切さを説き、「われわれはまだ地球のことよく知らない」と、これから

るというもの。

各班の発表テーマは、「敦賀湾海岸松原地区（気比の松原）における海岸侵食対策事業について」（一班）、「岩手県陸前高田市における砂浜再生について」（二班）、「静岡県浜松市五島海岸における海岸構造物の維持管理上の問題点」（三班）、「A県B浜沿岸C漁港海岸の高潮対策について」（四班）。

プレゼンでは、侵食対策、維持管理、高潮対策と、全国各地には海岸をめぐつて様々な課題があることを改めて思っても参考になりました。東日本大震災を受けて制度も変わってきていますが、国としては基本的な考え方を示しているだけで、例えばL1の設計津波の高さがあると言つても、そこは、ど

うやつてその場所で生きていくのかという地元の判断になろうかと思ひます。そして全体討議の後、三名の講師による講評が行われ、国土交通省の早川課長補佐からは次のコメントがあり、三日間の研修を終えた。

「皆さんの具体的な現場が見えてとても参考になりました。東日本大震災全体最適になるとは限りません。大事なのは全体として、まちづくりとしてだけ正しいことをやっても、そこだけ正しいことをやつても、まだ、一緒にいい国づくりができると願っています」

☆本研修のお問い合わせは、当センター研修局（〇四二一三三二四五三二五）までどうぞ。  
どうなかという視点です。これを念頭に置いてしっかりと取り組んでいただき、一緒にいい国づくりができると願っています」



課題研究の発表（上）と講師による講評

い、その対策に向け工夫を凝らし積極的に取り組んでいる様子が伝わってきました。そして全体討議の後、三名の講師による講評が行われ、国土交通省の早川課長補佐からは次のコメントがあり、三日間の研修を終えた。

「皆さんの具体的な現場が見えてとても参考になりました。東日本大震災を受けて制度も変わってきていますが、国としては基本的な考え方を示しているだけで、例えばL1の設計津波

異動により、今年度から海岸事業を担当することになり、海岸について網羅的に学びたいと思い、本研修に参加した。

国土交通省の方々の講義は、今後の海岸整備にあたって、共通した津波対策を講じていく姿勢が示されたので分かりやすかった。また、水管理・国土保全局のみではなく、港湾局、農林水産省の取組内容も聞くことができ、意義のある講義だった。

さらに、第一線で研究・活躍されている首藤先生や宇多所長の講義を直接拝聴できたことは、今後の海岸事業に取り組んでいく上で大きな糧になると思う。本研修で学んだことを自らの業務や職場内に還元し、宇多所長が話されていたように、「海が良くなるよう」これから業務に取り組んでいきたい。

今後のL1津波に対する防潮堤は、場所によって非常に大きな構造物となるため、周辺住民の生活形態に与える影響も大きい。海岸整備に携わる技術者として、この研修で勉強したことを生かし、粘り強く津波に対抗でき、地域住民の生活に馴染む整備を検討していきたい。

（自治体職員）

（コンサル社員）

## 『海岸整備のポイント』を受講して （受講者の感想文を要約）

### 海岸事業に取り組む 大きな糧に 地域住民の生活に馴染む 海岸整備を

私は河川整備を行っているが、南

海トラフ等の大規模地震の発生が懸念されており、今後、海岸整備は非常に重要な位置づけになると感じ、受講した。

海岸整備の知識に乏しい私にとって、その歴史や法改正の流れ等を講義の中で教えていただきることは非常に参考になった。また、実際に現場を歩き、見るポイントを知つておくことは実務を行う上で重要であり、設計を行つ際に生かしていきたい。

今後のL1津波に対する防潮堤は、場所によって非常に大きな構造物となるため、周辺住民の生活形態に与える影響も大きい。海岸整備に携わる技術者として、この研修で勉強したことを生かし、粘り強く津波に対抗でき、地域住民の生活に馴染む整備を検討していきたい。

# 『コンパクト+ネットワーク』の形成に向けた 「立地適正化計画制度の創設について」と 「都市再生特別措置法の改正の概要」

国土交通省 都市局 都市計画課

## はじめに

我が国は大きな転換点を迎えていました。これまで増加してきた人口は減少に転じ、また、高齢者の急速な増加が見込まれています。

このような人口動態の変化はまちづくりのあり方を大きく変えることとなります。すなわち、これまで、都市への人口の流入と市街地の拡大を前提として、これをどのようにコントロールするか、という観点からまちづくりが行われてきましたが、今後は、人口が減るという全く逆の状況を前提としてまちづくりを進めていかなくてはなりません。

具体的に見ると、地方都市においては、大幅な人口の減少が見込まれており、たとえば地方の県庁所在都市では、二〇四〇年の人口が一九七〇年頃の人

口と同程度（二〇一〇年の約二割減）になると推計されています。拡大した市街地のままで人口が減少することになれば、まちなかも含めて空き家・

空き地が点在する状況になると考えられます。また、一定の人口密度に支えられた生活サービス施設（福祉・医療・子育て支援・商業等）が成立しなくなるとともに、公共施設・インフラの維持更新費用の増大や固定資産税収の減少により地方公団体の財政が圧迫されれる等の課題が発生することも懸念されます。

このような都市の現状と将来の姿を踏まえると、高齢者にとっても子育て世代にとっても安心できる快適な生活環境を実現すること、財政面で持続可能な都市経営を確保すること等が重要です。そのためには、都市全体の構

造を見直し、コンパクトなまちづくりを形成することの必要性が高まっています。

一方、東京・大阪など大都市では、特に郊外部を中心に団塊の世代が退職期を迎える高齢者の数が大幅に増加すると見込まれており、たとえば東京圏では、八五歳以上の高齢者の数が二〇一〇年から二〇四〇年に約三・四倍にな

性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が平成二六年十一月二十日に施行されました。都市では、生活サービス機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、その周辺や公共交通沿線に居住を誘導、さらに公共交通の充実を図ることであり、大都市では、既存ストックを活用しながら医療・福祉を住まいの身近に配置し、高齢化に対応した都市づくりを進めることです。こうしたコンパクトスタイルの概念は、全国約六割の市が、都市計画マスター・プランにコンパクトスタイルを方針として位置づけるなど、既に広まっており、今後は、具体的な取り組みを進めることが求められます。

先進的に取り組む富山市は、鉄軌道の駅や主なバス停の周辺を居住推進地区として位置づけ、当該地域の居住者人口を、全市域の二八%（平成十七年）から四二%（平成三七年）に引き上げることを目指として多様な施策を開いています。

このように、コンパクトシティの推進に当たっては、市町村内の主要な一

箇所に全てを集めるのではなく、公共交通と連携しながら複数の拠点に誘導を図る「多極不ツワーケ型コンパクトシティ」を推進することが重要です。

平成二十六年年七月に公表された「国土のグランドデザイン二〇五〇」では、人口減少・少子化、高齢化等の時代の潮流の中で、目指すべき人と国土のあり方を示し、その実現のための考え方や基本戦略を定めています。この基本的な考え方の一つとして「コンパクト＋ネットワーク」が位置づけられました。

今回の都市再生特別措置法と地域公共交通活性化再生法の改正は、この国土のグランドデザインを具体化する第一步といえます。

## 都市再生特別措置法の改正の概要

### (1) 立地適正化計画の作成

市町村は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスター・プランである「立地適正化計画」を作成することができます。本計画は、目指すべき都市像を示すものであり、市町村が作成する都市計画マスター・プランとみなされます。

### (2) 居住誘導区域

市町村は、立地適正化計画に、居住

誘導区域を定めることができます。居

住誘導区域を定めることが考えられる区域としては、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域、中心拠点や生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、そこに立地する都市機能の利用圏として一体である区域、合併前の旧町村の中心部等の都市機能や居住が一定程度集積している区域などが想定されます。

居住誘導区域外での住居等の立地については緩やかなコントロールの対象となり、区域外での一定規模以上の住宅開発について、届出を義務付け、市町村による働きかけができるようになります。さらに、市町村の判断により、居住調整地域を都市計画に定めることにより、開発許可の対象とすることもあります。

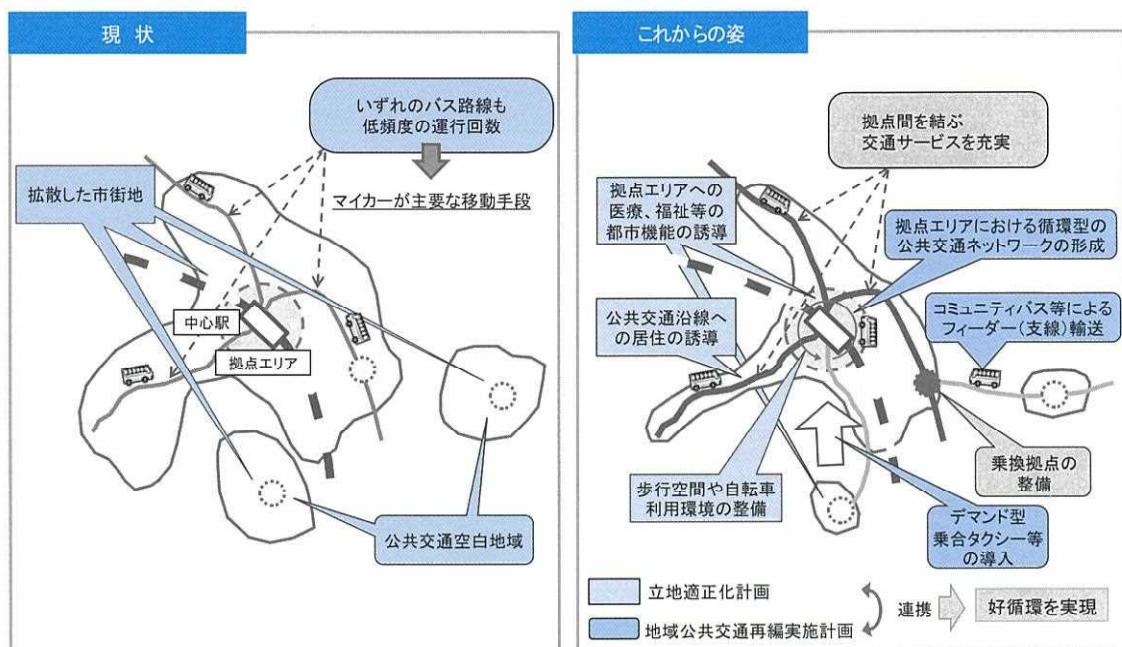
居住の誘導は短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきです。このため、立地適正化計画策定後もその効果や実効性を不斷に検証し、見直しを行うなど、都市計画と立地適正化計画の双方について動的な運用を図ることが望ましいと考えられます。

### (3) 都市機能誘導区域

市町村は、立地適正化計画に、生活

## コンパクトシティ＋ネットワーク

国土交通省



「都市機能誘導区域」と当該区域に誘導する施設を定めることができます。  
都市機能誘導区域を定めることができます。

られる区域としては、鉄道駅に近い業務、商業などの都市機能が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域などが想定されます。

前述の居住誘導区域との間で、居住が都市機能の存続を可能にし、都市機能が周辺や公共交通で結ばれた地域の居住を安定させるという関係の構築が期待されます。

都市機能誘導区域内においては、福祉・医療施設等の建替等を支援するため、市町村が、特定用途誘導地区の都市計画を定めることにより、誘導すべき用途について、容積率制限等を緩和することができます。この他、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、附置義務駐車場の集約化を可能としており、歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について届出の義務付け、市町村による働きかけを行うことができます。

また、都市機能誘導区域外での都市機能の立地については、緩やかなコントロールの対象とし、誘導したい機能の区域外での立地に当たつては届出を義務付け、市町村による働きかけを可能としています。

#### (4) 公共交通との連携

持続可能な都市の形成のためには、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークの形成が重要です。

特に人口が減少する地方都市においては、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活サービスにアクセスできるなど、都市計画と公共交通の一體化が重要です。

そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正と連携して、維持・充実を図る公共交通網を設定し、公共交通を軸とするまちづくりを進めることとしています。

#### 公的不動産（P.R.E）の活用

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」と連動して、平成二六年度予算において、福祉・商業等の生活サービス機能と居住を誘導するための税財政・金融上の支援措置等も講じられています。

しかし、立地誘導の効果を着実に発揮していくためには、既存の支援措置を有効活用することは当然として、さらに地域のあらゆる可能性を考え、積極的に組み合わせていかなければなりません。

E) の活用とまちづくりの連携が挙げ地または建築物等の公的不動産

られます。P.R.E.の我が国の全不動産に占める割合は約四分の一と非常に大きく、また、まちなかの学校跡地等の

### 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

国土交通省

平成26年8月1日施行

#### 背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

#### 法律の概要

##### ●立地適正化計画（市町村）

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

#### 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

##### ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
  - 外から内（まちなか）への移転に係る買換特例 税制
  - 民都機構による出資等の対象化 予算
  - 交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 予算
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

##### ○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 予算

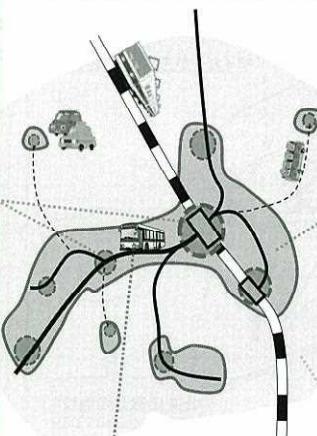
##### ◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 予算

##### ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

##### ◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請



#### 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

##### ◆区域内における居住環境の向上

- 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 予算
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層居住専用地域への用途変更）

##### ◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

##### ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（N.P.O.等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 予算

#### 公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

##### ◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 予算

※下線は法律に規定するもの

まとまった規模の低未利用地も増加傾向にあります。将来のまちのあり方を見据えて庁舎や公民館等の公共施設の再配置を行うこと、また、公有地や公共施設等を活用して都市に必要な医療・福祉・商業等の民間都市機能を整備すること等が考えられます。

## 今後の取り組みに向けて

人口が減少に転じ民間の投資意欲が弱くなる中では、将来の都市像を明示し、極力財政的な負担を抑えつつインセンティブを工夫し、計画的な時間軸の中でコンパクトシティに向けて誘導を図ることが重要となつてきます。

そして、これらの取り組みにより各都市が持続可能な構造に変わっていく上では、各都市の様々な分野の関係者が、地域毎の居住者の構成等を踏まえつつ、十分な議論の上で将来像を共有し、長期的に連携していくことが不可欠となります。

この度、全国建設研修センターで実施する研修（下欄）は「コンパクト＋ネットワーク」の基礎的な考え方から関連施策、実践の状況までを網羅した内容となつており、研修を受講された皆様が各地における取り組みの核となることが期待されるところです。

### <研修募集案内>

## 平成27年度新規研修「コンパクトシティ」

研修期間：平成27年4月22日（水）～24日（金） 3日間

対象職員：地方公共団体と民間企業において都市計画業務に携わる職員

募集人数：40名

研修場所：一般財団法人 全国建設研修センター 研修会館

改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度や支援措置等を中心として、「コンパクトなまちづくり」を進める上で必要な知識を修得します。

※研修申込は、当センターHPからインターネットで、又は郵送、FAX、メールでも受け付けています。

### 平成27年度研修 「コンパクトシティ」 時間割

月日	時間	教科目	講義内容	講師
4/22 (水)	1.5h	コンパクトシティ論	コンパクトシティの社会的背景とその必要性、注意点	東京大学 大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授
	3.0h	都市再生特別措置法による立地適正化計画	都市再生特別措置法の改正の背景、検討経緯 立地適正化計画制度の内容	国土交通省 都市局 都市計画課
	1.5h	地域公共交通	地域公共交通活性化再生法の概要	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課
	1.5h	都市機能立地支援事業等	都市機能の立地誘導に関する支援措置	国土交通省 都市局 市街地整備課
4/23 (木)	1.5h	健康・医療・福祉のまちづくり	健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン 歩いて暮らせるまちづくり（駐車場の適正配置） 都市交通施設に関する支援措置	国土交通省 都市局 街路交通施設課
	1.5h	官民連携によるまちづくり	都市再生法人を活用したまちづくり方策 都市機能立地に関する金融支援	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室
	1.5h	都市構造の分析評価と公的不動産の活用	都市構造の評価に関するハンドブック まちづくりのための公的不動産(PRE)の有効活用ガイドライン	国土交通省 都市局 都市計画課
	1.5h	国土のグランドデザイン2050と国土形成計画の改定	国土のグランドデザイン2050（コンパクト＋ネットワーク） 国土形成計画の改定	国土交通省 國土政策局 総合計画課
4/24 (金)	1.5h	空き家問題	空き家の状況と対策 空き家再生等推進事業（除却事業タイプ・活用事業タイプ）	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
	1.5h	地域包括ケア	地域包括ケアの取組	厚生労働省 老健局 高齢者支援課
	1.5h	事例紹介	熊本市における多核連携	熊本市 都市建設局 都市政策課
	1.5h	質疑応答	都市づくりに向けた取組	国土交通省 都市局 都市計画課

※教科目、講師は変更することがあります。

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
河川・ダム	河川構造物設計	40	7/6	5	85,000
	河川整備計画・事業評価 -実施例をもとに-	40	8/24	5	82,000
	ダム管理	40	11/16	5	99,000
	ダム総合技術 -ダム再生事業を含む-	40	7/22	3	69,000
	ダム操作実技訓練	60	4/8~ 計10回	3	70,000
	ダム管理主任技術者 (学科)	115	4/13	5	102,000
	ダム管理主任技術者 (実技)	115	5/11~ 計19回	3	78,000
砂防・海岸	砂防等計画設計	40	6/8	5	87,000
	土砂災害対策 -地方公共団体における土砂災害防止法の運用具体事例を中心として-	40	9/9	3	69,000
	海岸整備のポイント -津波対策の現状と維持管理を含む今後の方向性-	40	10/28	3	69,000
	道路整備施策 -道路事業制度と道路整備・対策について-	40	6/17	3	69,000
道路	道路計画 -演習を中心に-	50	11/4	8	101,000
	市町村道	50	10/20	4	79,000
	交通安全事業 (市町村道)	40	7/6	5	84,000
	舗装技術	60	5/13	3	69,000
	道路設計演習	60	7/21	4	75,000
	道路構造物の維持管理	80	5/20	3	69,000
	橋梁	50	8/27	9	115,000
橋梁	橋梁設計・施工 -基本技術から維持補修まで-	40	1/27	3	68,000
	PC橋技術 -設計と維持補修-	40	7/22	3	68,000
	PC橋の計画及び維持管理	40	12/2	3	68,000
	橋梁維持補修	80	10/5	5	88,000
	道路橋点検 フィールド実習	40	10/13	4	78,000
	都市計画	80	5/25	5	95,000
	都市再開発	40	6/9	4	84,000
都市	区画整理	40	7/27	5	89,000

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
都市	宅地造成技術講習	110	7/13	5	72,000
	街路	40	6/1	5	88,000
	交通まちづくり -都市交通整備によるまちづくり-	40	11/10	4	79,000
	公園・都市緑化	40	9/7	5	85,000
	下水道 -長寿命化・総合地震対策-	40	10/6	4	80,000
	景観まちづくり	50	7/27	5	85,000
	住民参加によるまちづくり -地域との連携によるまちづくり-	40	1/26	4	75,000
	コンパクトシティ	40	4/22	3	69,000
	建築設計	40	11/16	5	85,000
	建築RC構造	60	8/24	5	97,000
建築	木造建築物の設計・施工のポイント -公共建築物等における木材利用の促進-	40	11/10	3	69,000
	建築物の耐震診断・改修技術	40	5/12	4	75,000
	建築リニューアル -リファイニングとリノベーション-	50	8/4	3	69,000
	建築設備(電気)	60	12/2	10	141,000
	建築設備(空調)	50	7/9	9	120,000
	建築施工マネジメント -監理・監督として知っておきたい管理手法-	40	5/20	3	60,000
	建築工事のポイント	40	6/30	4	79,000
	建築物の維持・保全	50	1/19	4	84,000
	建築確認実務I	各70	6/24	3	60,000
	建築確認実務II		9/14		
	建築設備工事監理	40	6/2	4	75,000

## 研修のお問い合わせ先

一般財団法人全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
TEL(042)324-5315 FAX(042)322-5296

建設研修に関する最新情報はホームページにてご確認ください。

<http://www.jctc.jp/>

# 平成27年度 研修計画一覧

## I. 行政関係職員を対象とした研修コース(行政研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業監理	公共工事契約実務	40	9/2	3	69,000
	総合評価方式の活用	40	6/24	3	62,000
	自治体建設行政職員に必須の法的知識とリスク対策 -法的トラブルと自治体・公務員個人への訴訟による責任追及を未然に回避するための法的素養-	40	10/19	4	79,000
	担い手3法と発注事務	40	11/4	3	69,000
施工管理	土木工事積算 -積上型積算演習を通じた土木技術の習得-	50	6/8	5	75,000
	土木工事監督者	50	6/22	5	79,000
	品質確保と検査 -改正品確法を含む-	40	9/8	4	79,000
	防災	災害復旧実務	50	5/11	5
土地・用地	用地基礎 -若手用地職員のための基礎講座-	40	5/19	11	118,000
	用地事務 (建物・営業・事業損失)	40	6/29	5	72,000
	用地事務(土地)	40	11/9	5	76,000
	用地補償専門 (ゼミナール)	40	9/28	5	77,000
河川	ダム管理(管理職)	40	4/22	3	65,000
道路	道路管理	60	8/31	5	90,000
都市	開発許可I -開発許可事務の基礎-	各80	6/30	4	69,000
	開発許可II -開発許可事務の基礎-		11/17		
	開発許可専門 -的確な許可・指導-	60	8/3	4	66,000
	建築基準法 (建築物の監視)	80	6/15	5	93,000
建築	公共建築工事積算	80	9/28	5	90,000
	公共建築設備工事積算 (電気)	40	11/25	3	63,000
	建築物の環境・省エネルギー	40	9/14	3	67,000
	公共施設等総合管理計画とその実践的展開 -住民ワークショップを見据えて-	40	7/6	3	67,000
建築工事監理	建築工事監理 -工事を的確に監理・監督するポイント-	100	10/26	5	95,000
	建築設備(機械)改修	40	10/5	5	85,000

※■網掛けしている研修は、平成27年度新規研修です。

研修時期・日数等は変更することがあります。

## II. 行政・民間の両者を対象とした研修コース(一般研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業監理	アセットマネジメント -社会資本を運用・維持・管理するためのマネジメント-	60	10/13	3	69,000
	官民連携(PPP/PFI) -官民連携による公共施設等の整備・運営-	40	7/15	3	69,000
	会計検査指摘事例から学ぶ -設計・積算・施工・契約の留意点-	40	1/28	2	45,000
	建設プレゼンテーション・スキル -説明・提案の技術力アップ-	40	4/22	3	64,000
施工管理	施工計画作成演習	40	6/17	3	69,000
	土木施工管理	60	7/29	3	66,000
	コンクリート施工管理 -品確法、性能規定等の時代に適応する技術の修得-	40	6/2	4	79,000
	コンクリート構造物の維持管理・補修	70	11/24	3	64,000
土質・土壤	若手建設技術者のための施工技術の基礎	50	5/27	3	69,000
	建設工事の安全施工	40	9/14	3	69,000
	仮設工	40	10/26	5	79,000
	土木技術のポイントA (計画・設計コース)	50	7/21	4	78,000
防災	土木技術のポイントB (施工・監督・検査コース)	50	10/20	4	78,000
	構造計算の基礎	60	6/3	3	69,000
	地質調査 -地盤に関わる諸問題解決の知識と留意点について-	40	5/13	3	69,000
	土質設計計算 -構造物基礎設計の演習-	40	9/29	4	75,000
トネル	大規模災害発災直後における対応 -東日本大震災の市町村の実情を踏まえて-	40	11/4	3	69,000
	地域の浸水対策 -ゲリラ豪雨対策など総合的な雨水排水対策の推進-	40	5/27	3	69,000
	土木構造物耐震技術	40	9/9	3	72,000
	斜面安定対策 -設計・施工・復旧対策-	50	8/26	3	67,000
土地・用地	地すべり防止技術	40	5/12	4	82,000
	トンネル工法(NATM) -施工・維持管理-	40	10/19	5	89,000
	用地職員のための法律実務	40	9/2	3	69,000
	用地職員のための建物移転工法	40	12/2	3	65,000
河川	用地交渉のポイント・演習	40	7/29	3	65,000
	不動産鑑定・地価調査	40	7/6	5	84,000

# 東日本大震災の被災地支援事業 募集要項

平成27年度版

一般財団法人 全国建設研修センター  
後援復興庁

## 1. 対象研修

当センターが平成27年度に行う研修コースの内、希望する研修を選択（1人1コース）

## 2. 対象者

特に被災状況が激しかった、岩手県、宮城県、福島県で「特定被災地方公共団体<sup>(注1)</sup>」の指定を受けた各県内の県及び市町村の職員で復旧・復興に携わる職員

## 3. 募集人員

100名

①より多くの地方公共団体をご利用いただくために、1地方公共団体あたりの推薦者を10名までとさせていただきます。

②2名以上お申込みされる場合は、申込書に必ず優先順位を附してください。

## 4. 助成内容

対象研修の研修会費及び宿泊費の全額免除

（旅費及び研修期間中の食費は受講者負担）

## 5. 募集期間、方法

平成27年3月16日～4月13日の間を募集期間とし、インターネットにより受け付けます。

## 6. 助成決定通知

申込み締め切り後、助成対象者の審査を行い、ご本人に助成決定通知をお送りします。  
(初めて参加される地方公共団体を優先受付させていただきます。)

## 7. お問い合わせ先

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局 担当：安孫子、穴澤

TEL 042-324-5315 <http://www.jctc.jp>

詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

## 8. 平成26年度募集結果（全体 100名）

岩手県	34名	宮城県	36名	福島県	30名
-----	-----	-----	-----	-----	-----

### 特定被災地方公共団体 一覧

**岩手県：**宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 釜石市 陸前高田市  
奥州市 滝沢市 矢巾町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 田野畠村  
普代村 野田村 洋野町

**宮城県：**仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市  
岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 藏王町 七ヶ宿町 村田町  
大河原町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町  
利府町 大和町 大郷町 富谷町 大衡村 色麻村 加美町 涌谷町  
美里町 女川町 南三陸町

**福島県：**福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市  
南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町  
天栄村 猪苗代町 湯川村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町  
矢祭町 城町 鮫川村 玉川村 浅川町 古殿町 三春町 小野町  
広野町 橿葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村  
新地町 飯館村

\*注1 「特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための財政支援及び助成に関する法律第二条第二項）」の指定を受けた地方公共団体（3県98市町村）



# 平成27年度技術検定試験のご案内

種 目	受 檢 資 格	試験実施日 (平成27年)	試 験 地	申込受付期間 (平成27年)
一級土木施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級土木施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。	7月5日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・岡山・広島・高松・福岡・那覇	4月1日から 4月15日まで
一級土木施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	10月4日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・岡山・広島・高松・福岡・那覇	4月1日から 4月15日まで
二級土木施工管理 技術検定 学科・実地試験 (土木・鋼構造物塗装・薬液注入)	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。	10月25日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・秋田・東京・新潟・富山・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・高松・高知・福岡・鹿児島・那覇 〔但し、種別：鋼構造物塗装・薬液注入についてでは札幌・東京・大阪・福岡〕	4月14日から 4月28日まで
一級管工事施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級管工事施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による配管等の一級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	9月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	5月7日から 5月21日まで
一級管工事施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	12月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	5月7日から 5月21日まで
二級管工事施工管理 技術検定 学科・実地試験	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。 職業能力開発促進法による配管等の一級又は二級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	11月15日(日)	札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・那覇 〔なお、2級学科試験のみ試験地については、上記試験地に宇都宮を追加する。〕	5月7日から 5月21日まで
一級造園施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による造園の一級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	9月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	5月18日から 6月1日まで
一級造園施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	12月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	5月18日から 6月1日まで
二級造園施工管理 技術検定 学科・実地試験	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。 職業能力開発促進法による造園の一級又は二級の技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	11月15日(日)	札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・那覇 〔なお、2級学科試験のみ試験地については、上記試験地に宇都宮を追加する。〕	5月18日から 6月1日まで
土地区画整理士 技術検定 学科・実地試験	学歴又は資格により所定の実務経験年数を有する者。 不動産鑑定士及び同士補で所定の実務経験年数を有する者。	9月6日(日)	東京・名古屋・大阪・福岡	5月7日から 5月21日まで

## お問い合わせ先

### 一般財団法人 全国建設研修センター

試験業務局 ☎187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
ホームページアドレス:<http://www.jctc.jp/>

- 土木施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(土木試験課) ☎ 042(300)6860(代)
- 管工事施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(管工事試験課) ☎ 042(300)6855(代)
- 造園施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(造園試験課) ☎ 042(300)6866(代)
- 土地区画整理士技術検定〈学科及び実地試験〉(区画整理試験課) ☎ 042(300)6866(代)

平成27年度  
企業向け  
**出張講習**  
建設業に携わる  
企業の方へ

## 建設工事の施工における 建設業法等の講習

知らなかつた!! では  
すまされない!

# 建設業法

### 法令遵守は企業の社会的責任!!

建設業法等の法令違反には  
厳しい監督処分や罰則!!



#### 当講習の特徴

##### 1. 必要な講座のみ選択

時間や経費の節減

##### 2. パワーポイントによる

ビジュアルな解説

ベテラン講師陣による

解りやすい説明と質疑応答

#### 当講習の活用例

##### 1. 社内研修として活用

##### 2. 継続教育(CPD)として活用

##### 3. 協力会社と一緒に研修会として 活用

#### 講習申込

講習の申込は、当センターまでお電話で問合せください。

#### 講習内容

建設工事の現場において関係する建設業法等の講義です。  
(講義内容のレベルは、現場経験3~5年程度の方を対象としております。)

**第1講座** 現場で違反しないための建設業法  
(180分 ※90分2コマ)

**第2講座** 建設工事における安全管理  
(90分)

**第3講座** 建設廃棄物の適正な処理  
(90分)

**第4講座** 建築施工管理に関する建築関連法令  
(90分)

※講習内容の詳細は、当センターホームページをご覧ください。

#### 当講習についてのお願い

- 依頼先へ出向いての出張講習となります。  
会議室、プレゼンテーション設備(パソコン、プロジェクター、マイク等)は依頼者側でご用意してください。

#### 【ご注意】

当研修センターは、CPDの登録は行っておりませんので、直接単位取得とはなりません。ご了承のうえ、お申込みください。当出張講習が、CPDの認定プログラムに該当し単位が与えられるかどうかの詳細については、各CPD登録団体に直接お問い合わせください。



一般  
財団法人

全国建設研修センター

事業推進室 出張講習係

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

#### 問合せ先

TEL. 042-300-1741

FAX. 042-324-0321

E-mail. koushu@jctc.jp

URL. <http://www.jctc.jp/>

# 全国建設研修センターの刊行図書



## 用地取得と補償(新訂8版)

- (一財) 全国建設研修センター  
編集・発行
- B5判・640ページ
- 定価: 5,800円(本体5,371円+税8%)
- 刊行: 平成26年10月

本書は、土地収用制度と各種の補償制度（一般、公共、事業損失）について分かりやすく解説したものです。これらを補完する生活再建措置並びに調査、交渉、契約、支払い及び登記事務等広範囲にわたる専門技術的な知識についても体系的に網羅し、用地関係の仕事に携わる方々の実務や研修に最適です。

## 建築設備計画基準 (平成21年版)

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部  
設備・環境課 監修  
(一社) 公共建築協会 編
- A4判・328ページ  
(様式のCD付)
- 定価: 6,264円(本体5,800円+税8%)

本書は、平成21年2月に制定された「建築設備計画基準」を分かりやすく編集し、さらに基準運用のための資料等を追加してまとめ、官庁だけでなく、一般建物の設備計画にも十分適用できる内容となっています。

## 建築設備設計基準 (平成21年版)

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部  
設備・環境課 監修  
(一社) 公共建築協会 編
- A4判・848ページ
- 定価: 13,371円(本体12,381円+税8%)

本書は、平成21年2月に制定された「建築設備設計基準」に設計資料を加え分かりやすく編集し、公共建築設備だけでなく、一般的な事務所建築設備の実施設計にも広く活用できる内容となっています。



## 建築設備設計計算書 作成の手引(平成21年版)

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部  
設備・環境課 監修  
(一社) 公共建築協会 編
- A4判・216ページ  
(書式集のCD付)
- 定価: 5,965円(本体5,524円+税8%)

本書は、「建築設備設計基準(平成21年版)」に基づいて設計を行う際の計算様式及び計算例に、計算の根拠となる資料の参照先、留意事項等を追記し、分かりやすく編集したものです。使用している計算様式は官庁施設を対象としていますが、一般的な事務を行なう施設の実施設計にも有効なものと考えられます。また、本書では、「建築設備設計基準(平成21年版)」の中で、特に説明されていない事項や誤りやすい箇所についても、重点的に補足説明を加えています。なお、付録として「建築設備設計計算書式集(平成21年版)」(PDF)のCDが付いています。



## 監理技術者必携 (新訂版) 監理技術者講習テキスト

- (一財) 全国建設研修センター  
編集・発行
- B5判・504ページ
- 頒価: 2,000円(税込)
- 刊行: 平成26年10月

本書は、(一財)全国建設研修センターが実施する監理技術者講習で使用しているテキストです。監理技術者が習得すべき知識、技術を網羅したもので、講習終了後も業務の参考となるように編集しています。また、発注者の立場の方にも十分活用できる内容となっています。今回、前年版の内容を大幅に改訂しており、過去に当研修センターの講習を受講された方には特に薦めの書です。

### 〈お問合せ・お申込先〉

#### 一般財団法人 全国建設研修センター 図書出版係

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
TEL. 042-327-8400 FAX. 042-326-3338

● 送料等については当センターホームページをご覧ください。

ホームページアドレス: <http://www.jctc.jp/>

● 各図書の定価は税込となっています。

# 研修カレンダー 2015年度

時期	期間	日数	研修名
4月	8~10日	3	ダム操作実技訓練 第1回
	13~15日	3	ダム操作実技訓練 第2回
	13~17日	5	ダム管理主任技術者(学科)
	20~22日	3	ダム操作実技訓練 第3回
	22~24日	3	建設プレゼンテーション・スキル
	22~24日	3	コンバクトシティ
	22~24日	3	ダム管理(管理職)
5月	11~13日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第1回
	11~15日	5	災害復旧実務
	12~15日	4	地すべり防止技術
	12~15日	4	建築物の耐震診断・改修技術
	13~15日	3	舗装技術
	13~15日	3	地質調査
	18~20日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第2回
	19~29日	11	用地基礎
	20~22日	3	道路構造物の維持管理
	20~22日	3	建築施工マネジメント
	25~27日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第3回
	25~29日	5	都市計画
	27~29日	3	若手建設技術者のための施工技術の基礎
	27~29日	3	地域の浸水対策
6月	1~3日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第4回
	1~5日	5	街路
	2~5日	4	コンクリート施工管理
	2~5日	4	建築設備工事監理
	3~5日	3	構造計算の基礎
	3~5日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第5回
	8~10日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第6回
	8~12日	5	土木工事積算
	8~12日	5	砂防等計画設計
	9~12日	4	都市再開発
	10~12日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第7回
	15~17日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第8回
	15~19日	5	建築基準法(建築物の監視)
	17~19日	3	施工計画作成演習
	17~19日	3	道路整備施策
	17~19日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第9回
	22~24日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第10回
	22~26日	5	土木工事監督者
	24~26日	3	総合評価方式の活用
	24~26日	3	建築確認実務I
	24~26日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第11回
	29~7月1日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第12回
	29~7月3日	5	用地事務(建物・営業・事業損失)
	30~7月3日	4	建築工事のポイント
	30~7月3日	4	開発許可I
7月	1~3日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第13回
	6~8日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第14回
	6~8日	3	公共施設等総合管理計画とその実践的戦略
	6~10日	5	不動産鑑定・地価調査
	6~10日	5	河川構造物設計
	6~10日	5	交通安全事業(市町村道)
	8~10日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第15回
	9~17日	9	建築設備(空調)
	13~15日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第16回
	13~17日	5	宅地造成技術講習
	15~17日	3	官民連携(PPP・PFI)
	15~17日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第17回
	21~23日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第18回
	21~24日	4	土木技術のポイントA
	21~24日	4	道路設計演習
	22~24日	3	PC橋技術
	22~24日	3	ダム総合技術
	27~29日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第19回
	27~31日	5	景観まちづくり
	27~31日	5	区画整理
	29~31日	3	土木施工管理
	29~31日	3	用地交渉のポイント・演習
8月	3~6日	4	開発許可専門
	4~6日	3	建築リニューアル
	24~28日	5	建築RC構造
	24~28日	5	河川整備計画・事業評価
	26~28日	3	斜面安定対策
	27~9月4日	9	橋梁設計
	31~9月4日	5	道路管理
9月	2~4日	3	公共工事契約実務
	2~4日	3	用地職員のための法律実務
	7~11日	5	公園・都市緑化
	8~11日	4	品質確保と検査
	9~11日	3	土砂災害対策
	9~11日	3	土木構造物耐震技術
	14~16日	3	建設工事の安全施工
	14~16日	3	建築物の環境・省エネルギー
	14~16日	3	建築確認実務II
	28~10月2日	5	用地補償専門(セミナー)
	28~10月2日	5	公共建築工事積算
	29~10月2日	4	土質設計計算
	5~9日	5	橋梁維持補修
	5~9日	5	建築設備(機械)改修
	6~9日	4	下水道
10月	13~15日	3	アセットマネジメント
	13~16日	4	道路橋点検フィールド演習
	19~22日	4	自治体建設行政職員に必須の法的知識とリスク対策
	19~23日	5	トンネル工法(NATM)
	20~23日	4	土木技術のポイントB
	20~23日	4	市町村道
	26~30日	5	建築工事監理
	26~30日	5	仮設工
	28~30日	3	海岸整備のポイント
	4~6日	3	扱い手3法と発注事務
	4~6日	3	大規模災害発災直後における対応
	4~11日	8	道路計画
11月	9~13日	5	用地事務(土地)
	10~12日	3	木造建築物の設計・施工のポイント
	10~13日	4	交通まちづくり
	16~20日	5	建築設計
	16~20日	5	ダム管理
	17~20日	4	開発許可II
	24~26日	3	コンクリート構造物の維持管理・補修
	25~27日	3	公共建築設備工事積算(電気)
	2~4日	3	用地職員のための建物移転工法
	2~4日	3	PC橋の計画及び維持管理
	2~4日	3	ダム操作実技訓練 第4回
12月	2~11日	10	建築設備(電気)
	9~11日	3	ダム操作実技訓練 第5回
	16~18日	3	ダム操作実技訓練 第6回
	19~22日	4	建築物の維持・保全
1月	20~22日	3	ダム操作実技訓練 第7回
	26~29日	4	住民参加によるまちづくり
	27~29日	3	鋼橋設計・施工
	27~29日	3	ダム操作実技訓練 第8回
	28~29日	2	会計検査指摘事例から学ぶ
2月	3~5日	3	ダム操作実技訓練 第9回
	8~10日	3	ダム操作実技訓練 第10回

※ 研修時期・日数は変更することがあります。

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
TEL. 042 (324) 5315 FAX. 042 (322) 5296

※下記の県市町村振興協会では、当センター研修受講経費に対する県内市町村への助成制度が設けられ活用されています。

(青森県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・山梨県・岐阜県・静岡県・奈良県・和歌山県・岡山県・山口県・徳島県・大分県・宮崎県・熊本県) ◎詳細は、各県市町村振興協会にお問い合わせください。